

**平成28年 第4回**

**仁木町議会定例会会議録**

**( 1日目 )**

**開 会 平成28年12月19日 (月)**

**延 会 平成28年12月19日 (月)**

**仁 木 町 議 会**

## 平成28年第4回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

◆日 時 平成28年12月19日（月曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- |       |              |   |
|-------|--------------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |   |
| 日程第2  | 議会運営委員会委員長報告 |   |
| 日程第3  | 会期の決定        |   |
| 日程第4  | 諸般の報告        |   |
| 日程第5  | 行政報告         |   |
| 日程第6  | 報告第1号        | 平成27年度各会計決算特別委員会審査報告書   |
| 日程第7  | 一般質問         | 北海道新幹線開業に伴う在来線の存続について（佐藤秀教議員）<br>人口減少に伴う高齢者対策について（野崎明廣議員）<br>子育て支援充実のための仁木版ネウボラの導入について（住吉英子議員）<br>新たな国民健康保険制度に向けて（上村智恵子議員）<br>小・中学校のトイレ洋式化について（上村智恵子議員） |
| 日程第8  | 議案第1号        | 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第9  | 議案第2号        | 特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第10 | 議案第3号        | 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第11 | 議案第4号        | 平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）   |
| 日程第12 | 議案第5号        | 平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第13 | 議案第6号        | 平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第14 | 議案第7号        | 平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  |
| 日程第15 | 議案第8号        | 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第16 | 議案第9号        | 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第17 | 議案第10号       | 仁木町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定について  |
| 日程第18 | 議案第11号       | 仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第19 | 諮問第1号        | 人権擁護委員候補者の推薦について  |

## 平成28年第4回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成28年12月19日（月） 午前 9時30分  
 延 会 平成28年12月19日（月） 午後 4時41分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

## 出席議員（8名）

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子  
 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一 7 番 水 田 正  
 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員（1名）

4 番 野 崎 明 廣

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
財 政 課 長	岩 井 秋 男	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	監 査 委 員	中 西 勇
企 画 課 長	鹿 内 力 三		
住 民 課 長	嶋 井 康 夫		
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、8名です。野崎議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から、平成28年第4回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・佐藤議員及び2番・嶋田議員を指名します。

---

## 日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る12月8日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には報告1件、議案11件、諮問1件、意見書10件、陳情1件の合計24件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、4人から5件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6・報告については、委員長報告の後、質疑を一括して行い、付託議案ごとに討論・採決を行います。日程第7・一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、住吉議員1件、上村議員2件の順番でございます。日程第8から第10の条例改正については、3件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第11から第14の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第15から第18の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第19・諮問については、提案説明後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第20から第29の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりでございます。日程第30・陳情については、仁木町議会会議規則第91条第1項及び第94条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたします。日程第31・委員会の閉会中の継続審査、日程第32・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。平成28年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日、12月19日月曜日。会期は、開会が12月19日月曜日、閉会が12月21日水曜日の3日間といたします。なお、12月20日火曜日は休会といたします。

最後に、その他の事項として、本日、12月19日月曜日の昼食時に学校給食試食会を実施いたします。内容はお手元に配布のとおりでございます。また、当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおりでございます。以上で議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

### 日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定の件』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日12月19日から12月21日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月19日から12月21日までの3日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会について、お諮りします。仁木町議会会議規則第9条第2項の規定に基づき、12月20日を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、12月20日を休会とすることに決定しました。

### 日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から、平成28年度第7回から第9回までの例月出納検査報告書が提出されております。

次に、9月21日開催の平成28年第3回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。

10月18日から21日までの日程で、総務経済常任委員会の研修視察にオブザーバーとして参加いたしました。今年度は徳島県吉野川市、香川県三木町、広島県世羅町の1市2町を訪問し、先進的な取組みを学んでまいりました。吉野川市は皆さんご承知のとおり、本町ゆかりの地であり、私も、旧川島町へは何度か訪問したことがありますが、合併後、吉野川市になってからは、初めての訪問でありました。吉野川市では、ブランド認証制度を導入し、市内で製造・生産されている農産物や加工品を吉野川ブランドとして認証することで、付加価値を高め、市外や県外に広くPRする効果があり、大変参考となる取組みでありました。2か所目の三木町では、子育て支援事業についての研修を行いました。同町では、日本一子どもを産み育てやすい町を目指し、子育て支援事業を充実させるため、それまでの建設事業予算の4割を削減し財源を確保するなど、その大胆な政策に驚かされました。3か所目の世羅町では、子育て支援事業及び移住・定住促進事業についての研修を行いました。同町においても、子育て支援に対する様々な事業を展

開しており、中でも町が作成した子育てハンドブックは、子育てに関するサービスの紹介や相談窓口の案内など、子育て世代にとって大変実用性の高いものと感じました。移住・定住促進事業では、ガイドブックの作成による移住・定住促進や移住体験住宅を建設し、移住を検討されている方に実際に町に住んでもらう「世羅町移住体験事業」などを実施していました。世羅町での研修では、子育て支援の推進や移住・定住の促進など、人口減少問題を抱える本町にとって、大変有意義な研修となりました。

次に、10月26日から28日までの日程で、北後志町村議会議長会によります議長研修が行われ、島根県出雲市を訪問し、出雲の真のブランド化事業について研修を行ってまいりました。出雲市は出雲大社がある町として全国でも有名ですが、そのことに甘んじることなく、市民自らが出雲の良さを知り、その魅力を全国に発信するという目標を掲げ、「大好き出雲」をキャッチフレーズに、出雲ブランドの確立に取り組んでいました。出雲市の取組みは、市民自らが「出雲に生まれて、住んでよかった」と一人ひとりが愛着を持ち、住んでいることを誇りや喜びに思えることが1番の目標ということで、まずは、その街に住んでいる住民が街の魅力を発見しようという、基本理念に感銘を受けました。

11月8日には、後志町村議会議長会によります中央要望が実施され、私もその一員として、財務省及び国土交通省を訪問し、北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）の早期整備に関する要望運動を実施してまいりました。

また、同日午後には、後志町村議会議長会によります議長研修会が行われ、房総半島の南端に位置する千葉県南房総市を訪問し、平成18年に6町1村が新設方式により合併した経過や合併後の財政状況などについての研修を行いました。

11月9日には、第60回町村議会議長全国大会並びに、第41回豪雪地帯町村議会議長全国大会が、東京都のNHKホールで開催され、出席をしてまいりました。大会では、安倍総理大臣や二階自由民主党幹事長など来賓各位の出席を仰ぎ、「地方創生の実現を目指して」の大会スローガンのもと、全国927町村議会の総意として、北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望をはじめ、全国各地区要望事項9項目を含む34項目、決議17項目並びに、東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など、特別決議5件、更に、豪雪地帯の振興に係る要望事項8件、豪雪地帯対策の充実強化をはじめとする決議8件を満場一致で採択し、同日、全国町村議会正副会長、理事による国への要望行動が行われたところであります。

議長の活動報告の詳細は、事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

平成28年も残すところ、10日余りとなりました。日増しに寒さも厳しくなり、これからが冬本番となります。議員各位をはじめ関係各位には、体調管理を十分に行い、ご健康に留意されまして輝かしい新年を迎えられますことを念じ、私の「諸般の報告」といたします。

## 日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成28年第4回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成28年第4回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ、

議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、中西代表監査委員におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

先程、定例会開会前に林議員に対しまして、平成28年度北海道社会貢献賞自治功労章表彰状の伝達式が執り行われましたが、皆さんご承知のとおり、自治功労者表彰は町村議会議員及びその関係者が、議会活動を通じて地方自治の進展のために大きな役割を果たしていることを高く評価され、その功労に報いるために表彰されるものであります。林議員には今後も、ますますご活躍されますことをご期待申し上げますとともに、改めてこの度の受賞を心からお祝いを申し上げる次第でございます。

先般、仁木町民生委員・児童委員協議会臨時総会がございまして、総会前に委員の皆様に対しまして、感謝状並びに委嘱状の伝達交付をさせていただきました。皆さんご承知のとおり、民生委員制度は大正6年に岡山県で誕生した再生顧問制度に始まり、来年は制度が創設されてから100周年という記念すべき年を迎えます。これまで民生委員・児童委員は、その時代、時代における地域福祉の担い手として、困り事を抱えながら地域で暮らす人たちを支援するとともに、子どもたちの健やかな成長に力を尽くしていただき、行政をはじめとする関係機関、団体等と密接な連携を図り、住民に最も身近な相談役として寄り添いながら、安心して暮らせる地域社会の形成に向けた活動に邁進していただいております。この度の民生委員・児童委員の集まりを経て、改めて私も地域住民の代弁者として、地域の発展、地域福祉の向上の等のために活動されている議員の皆様とともに、さらなる仁木町の安心安全な暮らしの向上を目指してまいりたいと強く感じた次第でございます。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案11件、諮問1件、計12件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成28年第4回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。はじめに、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が11月16日東京渋谷のNHKホールにおいて、全国927の町村長と都道府県町村会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、高市早苗総務大臣、山本幸三まち・ひと・しごと創生担当大臣など、約1300名が出席して開催されました。始めに、藤原忠彦会長（長野県川上村長）が挨拶に立ち、「安倍内閣が最重要課題に掲げている『1億総活躍社会の実現』のためには、社会保障の充実と地方創生を一層推進していく必要がある。町村長は地方創生を日本創生につなげていくという強い覚悟を持って、全力でこの課題に取り組み、町村長相互の連携を強固にして、困難な課題に積極果敢に取り組んでいこう」と強く参加者に訴えました。次に、安倍内閣総理大臣が「我が国は豊かな自然、固有の歴史や文化、地域の特色ある高品質な農林水産物などの魅力にあふれている。地方創生はこのような地方の持つ魅力を最大限生かし、若者を引きつける個性豊かな地方をつくり上げていく挑戦であり、情報面、人材面、財政面から積極的に支援していく。我が国の未来は、町や村、地域が元気になって初めて拓かれる」と、挨拶されました。このあと、大島衆議院議長、伊達参議院議長、高市総務大臣、飯田全国町村議長会会長などから来賓挨拶がありました。議事に入りまして、大会運営委員会で決定した町村行財政をめぐる諸問題の解決に向け、一つ、東日本大震災及び平成28年熊本地震からの復興の加速化をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。一つ、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生を推進すること。一つ、地方分権改革を推進すること。一つ、道州制は導入しないこと。一つ、「まち・ひ

と・しごと創生事業費」を拡充するとともに、歳出特別枠を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。一つ、ゴルフ場利用税を堅持するとともに、全国森林環境税を早期に導入すること。一つ、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。一つ、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。一つ、農林漁業者が将来に希望を持てるよう、TPP対策に万全を期すこと。一つ、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。の10項目の決議案と参議院の合区の早期解消に関する特別決議案、更には、平成28年度政府予算編成及び各種政策の具体化に向けた大震災からの復興、地方創生、町村自治の確立、地方税財政、国民健康保険、教育施策等の推進、農林水産業、選挙制度及び国土政策に関する9項目の重点要望並びに大規模震災からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化を始めとする33項目の大会要望を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。

次に、平成27年度決算の財務書類について申し上げます。平成23年度から作成及び公表が義務付けられております財務書類につきまして、作成及び分析結果がまとまりましたので、ご報告いたします。財務書類のうち、貸借対照表（5ページ）では、これまでに約200億円の資産を形成し、そのうち過去の世代や国・道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が135億円（68%）、将来の世代が負担していくこととなる負債が約65億円（32%）であることを示しております。なお、これらを住民1人当たり（平成27年度末現在人口3430人）に換算すると、資産が582万円。負債が189万円で、純資産が393万円となります。資産の中で大きな割合を占めるのが、庁舎・町営住宅などの事業用資産で資産全体の44%を占め、道路などのインフラ資産は43%となっております。金融資産13%の中では、基金・積立金が主なものとなっております。一方、負債の中では、町債が総負債の88%を占めており、大きな割合となっております。概略は以上のとおりでございますが、詳細につきましては、「地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類」を別途お手元に配布しておりますので、後程ご高覧願います。なお、来年1月までに町ホームページ上で公表し、要約版を2月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。

次に、平成28年度北海道原子力防災訓練について申し上げます。平成23年3月に発生した東日本大震災における福島第1原発事故を受けて、原子力発電所から概ね半径30kmまでの範囲を緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）に拡大したことにより、平成24年から5回目となる平成28年度北海道原子力防災訓練が、国の原子力総合防災訓練との合同訓練として、11月13日、14日の2日間で実施され、本町も参加いたしました。訓練は、北海道南西沖を震源とする地震が発生し、日本海沿岸部に大津波警報が発令され、原子炉冷却材の漏えい等により事故が進展する想定の下、共和町のオフサイトセンターに現地対策本部を設置して行われました。本町におきましては、屋内退避及び通信訓練に参加した1092人の他、町職員及び消防職員を加えた1125人が参加し、災害対策本部等設置運営訓練、オフサイトセンター運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、広報訓練、住民避難訓練を実施しております。また、新たな試みとして、休日に災害警戒本部員の職員が自宅等で防災無線の放送を聞き、役場に参集する本部員参集訓練に加え、消防職員と連携し屋内退避中における福祉施設の要配慮者の搬送訓練も実施いたしました。今後におきましては、訓練の結果から課題等を把握した上で、万が一の原子力災害に備え、国、北海道や関係自治体との連携を強めてまいります。

次に、土砂災害警戒区域等の指定について申し上げます。本年11月8日、町内で新たに土砂災害警戒区域に7か所、土砂災害特別警戒区域に2か所が指定されました。土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、北海道の調査により指定され、土砂災害が発生した場合に、生命又は身体に危険が生じるおそれ

ある区域となるため、土砂災害防止法に基づき、地域防災計画に土砂災害に係る情報の収集方法、伝達方法を定めるなどの警戒避難体制の整備が義務付けられます。町では、土砂災害警戒区域等の指定に先立ち、対象区域の住民に対しましては、対象区域ごとに土砂災害ハザードマップを作成し、住民説明会等により周知したところであり、また、対象区域外の住民に対しましては、町広報紙、ホームページ等により周知しております。土砂災害警戒区域等につきましては、北海道による調査が、平成31年頃まで進められることが示されているため、新たに土砂災害警戒区域等に指定された場合におきましては、随時、土砂災害ハザードマップを作成し、住民に対し周知するとともに、防災体制の整備に取り組んでまいります。

次に、ふれあい遊トピア公園のバーベキューコーナーについて申し上げます。本年2月10日に、積雪により倒壊したバーベキューハウスの改修につきましては、6月開催の第2回定例会において行政報告を行い、関係予算につきましてご可決いただいたところですが、その後、入札を行い12月15日にシェルター設置工事も完了し、来春の公園オープンには使用できる状態となりました。シェルター設置に係る工事費の保険金申請につきましても事務処理を進めているところであり、また、指定管理者からは、今回設置しました屋根付きシェルター内に設置できるテーブル付きイスの提供を受けております。なお、本工事によりまして、バーベキューコーナーを2区画から1区画へ変更したことから、今定例会に仁木町公園条例の一部を改正する条例を上程しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、余市・仁木ワインツーリズム・プロジェクトについて申し上げます。本年3月22日に開催いただきました、仁木町議会全員協議会におきまして、地方創生加速化交付金を活用した余市・仁木ワインツーリズム・プロジェクトについて、ご説明させていただいたところではありますが、予定しておりました事業の実施状況についてご報告いたします。仁木・余市町内の協賛店舗がワインに合う自慢の一品を提供する「ワインと食のマッチングイベント事業」を9月15日から10月31日の期間で実施しております。本町からは(有)自然農園のベリーベリーファームレストランと(株)ムーン企画のレストラン ラ・ルーナが参加、両町合わせ13店舗の協賛がありました。また、団体型ツアーの実証実験事業においては、10月2日のうまいもんじゃ祭りに合わせて事業を実施し、ツアー参加者からは、農村公園フルーツパークにきの展望台からの眺望のすばらしさに高い評価がありました。11月27日には、仁木町ワイン観光事業検討協議会の主催により講演会が開催され、講師には、日本ソムリエ協会名誉顧問の熱田 貴氏を招き、「ワイン産業の発展に向けて」と題しご講演をいただきました。当日は93名の来場があり、町民をはじめ、多くの皆さんが真剣に耳を傾けており、今後のワイン産業について考える有意義な講演になりました。この他にも、余市・仁木ワインツーリズム・プロジェクトのPR用に、ボールペンやメモ帳を製作し、各種イベント時に配布を行い、事業のPRを行っております。

次に、社会福祉法人 北海道社会事業協会余市病院の救急医療に対する財政支援について申し上げます。本年8月3日に北海道社会事業協会余市病院より、平成22年度から7年連続となる救急医療に対する財政支援の要望がありました。現在の医療を取り巻く環境は、医師及び看護師等の偏在（都市集中型）がまだまだ改善されておらず、同病院においても診療科の休止や縮小を余儀なくされているところであり、このような状況のため、常勤医師が少なく、応援医師の報酬や看護師・放射線技師・臨床検査技師の緊急呼び出し、更に事務の受付などスタッフの件数及び薬品費等で時間外救急の維持には多額の経費が必要とされております。また、看護師を確保するために奨学金制度を設け養成しており、年間1680万円の投資がされております。特に救急医療部門につきましては、常に赤字経営となっており、この救急医療体制確保

のため、北後志5町村に対し2500万円の助成を昨年に引き続き要望されたものであります。10月20日には、北後志地域保健医療対策協議会定期総会が開催され、余市協会病院に対し北後志5町村で財政支援をすることと、帰省や行楽の際に救急搬送された患者分についても5町村で負担すること。各町村の負担割合は患者数による実績割とすることを決定したところであり、本町の負担額は252万3000円（前年度対比21万8000円の減）となりました。つきましては、今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、アスベスト（石綿）対策について申し上げます。本年10月下旬頃から新聞等により地方公共団体が管理する施設において、アスベスト（石綿）を含む煙突用断熱材が経年劣化により落下や表面剝離、部材に含まれるアスベストが飛散する問題が報道されました。本町におきましては、過去に町有施設の天井や壁の断熱材としてアスベストが使用されていないか調査を行い、アスベストが確認された施設においては、飛散防止剤による封じ込めや囲い込み対策を実施してきましたが、煙突用断熱材については、製品化されている場合はアスベストの飛散が少ないとのことから、調査は行っておりませんでした。11月中旬に北海道教育庁から「学校施設等における石綿含有保温材等の点検・維持管理の徹底について」の通知があり、点検及び維持管理の更なる徹底と、北海道環境生活部が作成した「道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル」が示され、各施設を所管する担当者が施設の設計図書等を確認し、施設の目視調査を実施いたしました。アスベストを断熱材として使用している可能性がある学校や公共施設において、専門業者による集合煙突の調査・点検を実施する必要があると判断いたしました。つきましては、今定例会に調査・点検に係る補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

行政報告は以上であります。先程も申し上げましたとおり、別途お手元には、新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類の他、平成28年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

平成28年第4回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。はじめに、仁木小学校開校130周年記念式典について申し上げます。12月3日、仁木小学校体育館におきまして、開校130周年記念式典並びに教育実践発表会が開催され、児童生徒をはじめ関係者ら約200名が参加いたしました。同校は明治19年に仁木簡易小学校として開校され、現在までに約6600人余りの卒業生を輩出しており、その活躍は町内にとどまらず、道内外において社会の発展に大きく貢献されております。当日の式典は、実行委員会会長である工藤PTA会長が主催者を代表して挨拶し、佐藤町長並びに武田北海道教育庁後志教育局長から来賓祝辞をいただいた後、全校児童による同校130年の歴史をひもといたお祝いの言葉が発表され、感動の余韻とともに終了いたしました。なお、当日ご臨席を賜りました佐藤町長並びに町議会議員の皆様へ深く感謝を申し上げますとともに、運営にあたりましたPTA並びに教職員に対しまして、厚くお礼を申し上げます。次第であります。

次に、防犯ブザーと文房具セット及び雑巾の寄贈について申し上げます。このたび、公益社団法人余市地方法人会仁木地区会（嘉屋達雄会長）並びに同法人会青年部会（横関雄一副部会長）から、小学1年生に防犯ブザー、小学6年生には租税教育用小冊子と文房具セット、北後志地区郵便局長婦人会余市部会雅

友会（長富みゆき会長）からは、各小中学校に対し雑巾の寄贈をいただきました。余市地方法人会仁木地区会からの防犯ブザー等につきましては、社会貢献活動の一環として、平成9年より毎年、11月11日から17日までの「税を考える週間」に合わせ、関係用品を寄贈いただいております。また、北後志地区郵便局長婦人会余市部会雅友会からの雑巾につきましては、ボランティア活動の一環として、平成27年度から北後志地区の小中学校へ寄贈されており、本年度は仁木町へ寄贈していただきました。心温まる善意に、保護者をはじめ学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであります。

次に、各小中学校の文化活動について申し上げます。北海道新聞社が主催する「第22回どうしん私とぼくの小学生新聞グランプリ」において、応募総数1万790点の中から入賞36点が選ばれ、そのうちの「アイデア賞」を仁木小学校3年生の渡邊華帆さんが作成した「水道新聞」が受賞し、後志管内で唯一入賞を果たしました。このほか、仁木小学校からは4年生の柳谷瑞希さんと中村伊吹さんが「入選」、同じく4年生の端美琴さんが「佳作」に選ばれ、これらの取組みが評価され、全道から10校が選ばれる「学校賞」も受賞いたしました。また、広域社団法人北海道浄化槽協会が主催する「浄化槽啓発用ポスター・標語コンクール」の標語部門において、銀山中学校3年本間裕樹さんが作成した「減らそうよ みんなが流す 雑排水」が見事「金賞（1席）」を受賞いたしました。同コンクールは、より多くの皆さんに水環境の大切さと浄化槽に対する理解を深めるため毎年実施されており、銀山中学校からは初めて応募し、初受賞となりました。なお、受賞作品が紹介されたポスターは、教育委員会及び学校で掲示しております。10月21日、平成28年度後志中学校文化連盟北地区弁論大会が古平中学校において開催され、仁木・銀山両中学校から各2名が出場いたしました。審査結果につきましては、銀山中学校3年生の堀瑞希さんが「コミュニケーションの大切さ」で2位2席、仁木中学校2年生の佐久間晴也さんが「仲間の大切さ」で3位1席、同校2年生の山根愛加さんが「見逃さない」で3位2席を受賞し、3名とも11月15日に蘭越中学校で開催された後志大会の北地区代表に選出されました。後志大会は各地区の代表15名が出場し、競弁は地区大会と同じ題目で行われ、審査結果につきましては、佐久間さんが2位2席、山根さんが3位3席の入賞を果たし、後志大会においても優秀な成績を収めました。10月27日、平成28年度後志中学校文化連盟英語暗唱大会が美国中学校において開催され、仁木中学校から4名が出場いたしました。大会内容は、教科書に掲載されている英文を暗唱により発表するというもので、審査結果につきましては、3年生の鹿内ひかるさん、赤沼しおりさん、2年生の松山倅寧さんが優秀賞、同じく2年生の高橋怜司さんが努力賞と4名全員が入賞し、鹿内さんにつきましては、11月20日に札幌市教育文化会館で開催された第37回全道中学校英語暗唱大会に後志地区代表（2名）の1人として出場いたしました。全道大会は各地から総勢30名が出場し、鹿内さんは4番目に「After Twenty Years（親友が警察官とマフィアになった二十年後の話）」を暗唱いたしました。審査結果につきましては、惜しくも入賞とはなりませんでしたが、会場の聴衆を引きこむ完成度の高い発表でありました。教育委員会といたしましては、それぞれのコンクールや大会に向けて、日々の学習や放課後において練習された児童生徒の頑張りのもとより、熱心にご指導いただきました教職員並びにALT（外国語指導助手）、更には保護者の皆様のご支援やご協力に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。平成26年度から3年間、指定管理者となりました、（株）北海道名販（代表取締役 元田英樹氏）が管理運営を行っております仁木町民スキー場は、今シーズンのオープンを12月23日に予定しております。スキーリフトシーズン券につきましては、スキー場利用者及び

地域住民の声を取り入れ、昨シーズン同様、条例で定める金額の4割引に設定したい旨指定管理者から協議の申し出があり、教育委員会といたしましても、スキー場利用者に喜ばれ、利用拡大につながるものと判断し、これを承認することといたしました。今後におきましても、町民の冬季間のスポーツ振興・普及及び体力向上を図るため、指定管理者とともに、事故のない安全で楽しいスキー場の運営に努めてまいります。今シーズンのスキーリフトシーズン券の金額比較表を載せてございます。後程、ご高覧願います。

次に、第16回全国障害者スポーツ大会出場結果について申し上げます。10月22日から24日までの3日間、岩手県において第16回全国障害者スポーツ大会が開催され、銀山在住の関 孝心さんが水泳競技の北海道代表選手として、男子25m自由型、男子25m背泳ぎの2種目に出場いたしました。大会結果につきましては、初出場ながら全国の強豪選手を相手に自己ベストを更新する泳ぎを見せ、みごと2種目ともに第2位という快挙を成し遂げました。関さんは「来年も北海道派遣選手選考を突破し、全国大会に出場したい」と話しており、教育委員会といたしましては、更なる活躍を大いに期待しているところであります。

次に、第14回今泉杯西日本友好学童軟式野球大会出場について申し上げます。仁木野球スポーツ少年団に所属する仁木小学校6年生の井内志音さんが、先に開催された北海道選抜選手選考セレクションにおいて見事合格し、12月23日、24日の2日間、佐賀県唐津市で開催される第14回今泉杯西日本友好学童軟式野球大会に出場することとなりました。仁木野球スポーツ少年団からの全国大会出場は初の快挙であり、関係者共々、井内選手並びに北海道選抜チームの活躍を大いに期待しているところであります。教育委員会といたしましては、町民の健康増進、体力向上を図るため、各種スポーツ大会への参加支援を引き続き行ってまいります。なお、大会参加に係る予算に不足が生じるため、今定例会において補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、仁木町学校給食共同調理場について申し上げます。平成16年4月に供用開始しました仁木町学校給食共同調理場には、調理日及び調理日前日までに納入した食材を10度以下で保存する冷蔵庫と、麺及びサラダなどの和えものを冷やすための保冷庫がありますが、本年5月中旬頃から室内機からの冷風が出ず、温度が上昇する異常事態が頻繁に起こっております。そのため、その都度冷媒ガスを注入し、経過を観察しておりましたが、8月上旬に室外機1台及び室内機2台の冷却機が停止したため、8月12日に業者へ調査を依頼し、窒素ガスの加圧による対圧試験を実施したところ、埋設配管及び冷却機内細部における漏えいが原因と思われるとのことでありました。その後も引き続き正常と異常を繰り返していることから、土曜日、日曜日及び祝日におきましても状況確認を行い、冷媒ガスを注入して対応しておりますが、現在使用している冷媒ガスは既に製造終了となっており、今後は入手困難となる見込みであります。つきましては、安心・安全な学校給食を提供するため、今定例会において、冷却器及び配管の取替工事並びに施設内の出入り口自動扉、電気昇温貯湯槽調節弁、次亜水生成機塩素酸用ポンプ及び給食配送車の修繕に係る補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上をもちまして教育行政報告を終わります。

○議長（横関一雄）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。これで行政報告を終わります。

## 日程第6 報告第1号

### 平成27年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成27年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題としま

す。

本件について、副委員長の報告を求めます。住吉副委員長。

○決算特別員会副委員長（住吉英子）平成27年度の各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書の1ページでございます。報告第1号、委員会審査報告書。平成28年12月19日、平成27年度各会計決算特別委員会 委員長 野崎明廣。記といたしまして、平成28年9月21日付託。

付託事件につきましては、平成28年第3回仁木町議会定例会で付託となりました、議案第1号から議案第4号までの平成27年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

2ページをお開き願います。11月24日付け、横関議長あての委員会報告書でございます。審査の結果、平成27年度一般会計及び3特別会計は、すべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページ、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は、先に説明したとおり、平成27年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の3特別会計合わせて4会計の決算認定で、これら4会計の歳入歳出決算認定の審査でございます。委員会の開催年月日は、平成28年9月21日、10月11日、12日、13日の4日間でございます。委員会出席者、欠席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出席につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、平成28年第3回定例会において、議長及び議員選出監査委員を除く議員7名により構成する、平成27年度各会計決算特別委員会が設置され、平成27年度余市郡仁木町一般会計をはじめ、特別会計3会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものであります。審査にあたりましては、4ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通認識のもと、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々をもとに、町長をはじめ副町長、教育長ほか各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の歳出では、仁木町定員適正化計画の状況、地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業の事業内容、地域子育て支援拠点おおきな木の利用状況、合併処理浄化槽の事業計画、ワインツーリズム事業の効果、桜桃交配用ミツバチ偏在化対策後の収穫量、防災行政無線の使用制限、郷土芸能育成経費の補助基準などについての質疑（確認）があり、歳入では本町の財政状況と今後の財政運営、滞納徴収と不納欠損処分への対策などについての質疑がありました。一般会計の討論では、国営農地再編整備事業受益者負担金の滞納に対する督促がされていなかったことについて、「事務的なミスにより、税の一端が不納欠損処分せざるを得なかったことは重大であり、すべてが良いという判断にはならないため反対する」と認定に反対する討論がありました。一方、「課題については早急な対策を講じる必要はあるものの、新たな財政確保を目指し、総合計画に掲げた基本計画に沿い、各種事業に取組み住民サービスの向上に努めたことを評価し賛成する」と認定に賛成する討論がありました。特別会計では、質疑及び討論はありませんでした。

次に、決定事項でございますが、記載のとおり、平成27年度の一般会計及び特別会計3会計につきましては、いずれも賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。

以上、平成27年度各会計決算特別委員会審査報告といたします。

○議長（横関一雄）副委員長の報告が終わりました。

これから、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉副委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

---

## 付託議案第1号

### 平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）それでは、付託議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）付託議案第1号に対する副委員長の報告は、認定とするものです。

したがって、はじめに、認定に反対の者の発言を許します。7番・水田議員。

○7番（水田 正）それでは、平成27年度一般会計についての反対討論を申し上げます。只今、副委員長の方からご報告がありましたように、一般会計の支出の分についてはですね、異論はないわけでありませうけれども、収入についての反対討論ということになりますけれども、ここに記載のとおりですね、農地再編受益者負担の督促がなされていなかったということは、ただ単にですね事務的なミスだけで終わるわけではないというふうに私は考えておまして、これはなぜかといいますと、一般会計の中で収入全体を見まして不納欠損されている金額は、数百万円に上るわけですが、その中で、議会条例に抵触する部分ですね、督促状が1度も出されていなかったということは、私は重大な事務的な大きなミスであるということと鑑みますとね、この収入についての不認定が私は非常に大きいものがあるという事ですね、全体的に見て収入そのものは貴重な町民の税でありますし、また町の根幹となす財政の源であることを鑑みますと、これは単に事務的なミスということだけで過ごせることではないということで、今回の27年度の一般会計の収支に対してはですね、不認定といたしたいとこのように思います。以上です。

○議長（横関一雄）次に、認定に賛成の者の発言を許します。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それでは、平成27年度決算認定についての賛成討論を行います。本町の財政状況は徐々に回復の兆しが見えており、平成27年度に実施した各種事業については、事務、事業評価の視点から十分な検証を行い、課題については早急に対策を講じる必要があるものの、新たな財源確保を目指し総合計画に掲げた基本計画に沿い、各種事業に取組み、町民サービスの向上に努めたことを評価し、平成27年度決算については賛成するものであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）他に、討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する副委員長の報告は、「認定」とするものです。

付託議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を、認定することに賛成の方は起立願います。

〔場内、起立多数〕

○議長（横関一雄）起立多数。

したがって、付託議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、副委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 付託議案第2号

平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）次に、付託議案第2号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第2号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する副委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、副委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第2号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、副委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 付託議案第3号

平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第3号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する副委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、副委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第3号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、副委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 付託議案第4号

### 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第4号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する副委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、副委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第4号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、副委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第7 一般質問

○議長（横関一雄）日程第7『一般質問』を行います。

4名の方から5件の質問がありましたが、野崎議員から、本日欠席届が提出されたため、仁木町議会会議規則第60条第4項の規定に基づき、野崎議員の一般質問は行いません。

では最初に、『北海道新幹線開業に伴う在来線の存続について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、先に通告してありました、北海道新幹線開業に伴う在来線の存続について質問をさせていただきます。

整備新幹線計画において、新幹線着工の要件として並行して走るJR路線を沿線自治体がJRから経営分離することを容認するという文言がございます。その結果として既存の路線がJR運営の鉄道ではなくなってしまうということが、並行在来線の大きな問題点です。北海道新幹線札幌延伸については、沿線自治体の苦渋の決断により、並行在来線をJR北海道からの経営分離に同意し、平成24年6月に着工が認可されております。その後、並行在来線の存続については、平成24年9月に知事を代表とする北海道新幹線並行在来線対策協議会が発足し、国等の並行在来線の支援の状況や、先行する他県の取組状況、あるいは函館・小樽間の将来需要予測に基づく収支試算、負担割合等の検討などの他、北海道新幹線函館開業に伴い、JRから経営分離した江差線の対応を見据えながら、地域交通の確保に関して幅広く議論することになっております。在来線の存続有無については、沿線の人口や産業形態などに大きく影響するものと考えます。新幹線が開通して世が浮き立つような騒ぎなる一方、在来線の存続を求める運動が展開されていることも事実です。このことから、これまで当該対策協議会でどのような協議をされてきたのか、また、在来線の存続について町長はどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、佐藤議員からの北海道新幹線開業に伴う在来線の存続についての質問にお

答えいたします。

1点目の「これまで北海道新幹線並行在来線対策協議会でどのような協議をされてきたのか」についてですが、本町では、平成24年5月に北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線のJR北海道からの経営分離に対し同意する旨を回答しております。その後、北海道及び函館市から小樽市までの沿線15自治体で構成する北海道新幹線並行在来線対策協議会が設立され、現在まで協議会1回、後志ブロック会議4回、計5回の会議を開催しております。協議会では函館本線将来需要予測調査や並行在来線に対する国の支援制度、先行する他県における並行在来線の状況、北海道道南地域並行在来線準備会社の取組状況、バス転換の状況、北陸新幹線開業に伴う並行在来線各社の状況、道南いさりび鉄道の利用促進に向けた取組みを議題として協議してきたところであります。なお、第3回後志ブロック会議における協議では、北海道から平成37年度までには方向性を決めることが示されております。

2点目の「在来線の存続について町長はどのような考えなのか」について申し上げます。JR北海道からの並行在来線経営分離は、数十年にわたり、北海道新幹線を実現するための中央要望運動を展開してきた経過や北海道全体に及ぼす経済効果などを勸案し、平成23年に苦渋の選択で同意をしたものであります。しかしながら、本町を含めた沿線自治体や多くの住民が在来線の存続を望むのであれば、その民意を背景とし、地域住民の交通手段を円滑かつ、安定的に確保するため、鉄道の存続を求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

先ごろ、JR北海道は単独では維持困難な路線を10路線13区間として、抜本的な見直しを進めることを正式に発表しております。この10路線13区間は、現在の全営業区間の半分にあたる計1237.2kmです。それは1987年の同社発足以来、最大の構造改革になる見通しでございます。それで、各関係自治体に発生する負担は必至の状態であるということでございます。現在の赤字経営の原因は、国鉄民営化に端を発していると思います。巨額の借金をどう処理するかということを当事者として向き合うべき国鉄当局は国策によって、半ば強制的に背負わされた借金であるから何とか責任逃れをしようとしたのも、今日の赤字経営に起因しているものと思われれます。そのツケが地域住民に回ってくるのです。今後、路線廃止などが相次げば地域の衰退を加速させることになりかねません。先程、質問の中で在来線の存続を求める運動が展開されていることも事実ですと申し上げましたが、去る10月16日に余市町でJR函館本線の存続を求める住民の会が主催の講演会が開催されましたが、この講演会に、小樽・余市・仁木・ニセコ町等、管内8市町村の沿線自治体がそれを後押しする後援という立場をとっております。この住民の会は、2010年に設立して以来、JR北海道による経営存続と並行在来線の存続を求めて活動を続けておりまして、北海道新幹線札幌延伸の着工認可の要件として、並行在来線のJRからの経営分離について沿線自治体が同意しておりますので、この会を後援するということは矛盾する部分があると思います。その真意を町長にお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員の質問にお答えいたします。

去る10月16日に余市町で行われましたこの講演会はですね、鉄道も道路と同じく社会経済活動の基盤となる大切なインフラであり、北海道の鉄道を守るためには国による一定の支援が必要。公共セクターが鉄

道を支え、まちを再生させている欧州の事例などを参考に鉄道存続の意義を考えると、そういった趣旨でありまして、その趣旨に賛同したことから、ご依頼を受けた講演会の名義後援を承諾させていただいたものであります。ただしですね、先程1答目の答弁でも述べさせていただきましたけれども、本町を含め多くの沿線自治体がですね、住民が在来線の存続を望むのであれば、鉄道の存続を求めてまいりたいということにつきましては、JR北海道による経営を前提したものではないということでありまして、その辺の方をご認識していただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今のご答弁の中で、JRの経営存続は前提としないということではありますが、それについては私もこれまでの経緯で理解するところでありまして、沿線自治体と十分その辺は協議されてですね、情勢も刻々と変わってきております。ですから早急に、やはり沿線自治体と十分協議をされて、意思統一をされた上で柔軟な対応を望むところでありまして。

また近年、ニセコ・倶知安を中心に観光の形態が変わってきております。そこで、ニセコ町にもJR函館本線の存続を求める会が存続しておりまして、在来線がなくなることでの非常に高い危機感を持っております。それで、活発な運動も展開されていることも事実でございます。その他に、蘭越町にも同様の組織が設立されております。本町もワインを中心としたまちづくりを目指しておりますが、将来的なDMOの構築など、広域的な観光振興を目指す上で、新幹線を補完するローカル鉄道は重要と考えます。新幹線の建設を促進する理由として、地方格差の是正と地域振興が主張されますが、一方で地方の衰退を促進する負の効果が大きいと指摘する見方もございます。在来線が廃止された時をイメージすると寂れて行くまちの姿が目に見えます。今はまだ、JRがあるから町民の皆さんが安心して暮らせると思います。本町は高齢化率が40%となりまして、交通弱者の方々にとって、今後、鉄道の存在はますます重要になると考えます。このことについて町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

佐藤議員おっしゃるとおりですね、鉄道の存在というものはですね、町民の日常生活や経済活動にとって重要な役割を果たしておりまして、今後も、こうした鉄道のネットワークは、まちづくりを進める上で基礎的かつ重要な社会基盤になるであろうというふうに考えております。しかしながら、JRからの経営分離がされた後ですね、別の形で鉄道を維持するにしても、また、代わりのバスを運行するにしても、地元にとどの程度の負担が必要なのか、持続可能な鉄道なのかということも同時に考えていかなければならない課題もありまして、本町、一自治体だけで考えることは、なかなか決めることはなかなか難しいものであります。したがって、沿線自治体で今後ですね、しっかりと議論をして持続可能な交通というものをですね、引き続き模索してまいりたい、そのように考えている次第でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）この鉄道の在来線存続問題につきましては、先程も申し上げましたとおりに、後々問題になることが予測できると思います。新幹線整備は国策でもあり、札幌までの延伸は北海道全体の経済効果等を考慮し、一市町村だけの思いだけで不同意することにはならないとして、JR経営分離について苦渋の選択により同意したのですから、北海道新幹線並行在来線対策協議会において、道の果たすべき役割は非常に大きく責任も重いと思います。町長はその辺ところを十分理解はされていると思いますが、こ

のことについて、町長はどのようなお考えなのかお尋ねします。また、北海道新幹線の開業は2030年、平成で言いますと平成42年を予定してございます。先程のご答弁の中にもありましたように、北海道新幹線並行在来線対策協議会において、開業の5年前すなわち平成37年度までには函館本線をどうするか決めることになっております。あと9年ほどありますが、あっという間の9年ではないでしょうか。今現在、沿線自治体の意識はどのような状況なのか、ある日突然廃止とならないよう、早い段階で意思統一する必要があるのではないのでしょうか。他の沿線自治体におきましても、非常に高い危機感を持っていると思います。将来禍根を残さないように、町民の皆さんが納得する形で、情報の共有、あるいは議論の場が必要であると考えます。このことについて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

今後、JR北海道はですね、先の新聞等でも掲載されましたとおりですね、非常に今、経営状態が厳しいというふうに掲載されておりましたけれども、今、JR北海道が維持困難な路線を抱える沿線自治体とですね、路線維持費用負担などを協議してまいりたいというふうに掲載をされておりましたが、私が考えるに、今後、鉄道を維持するのは、国の責任で、北海道と自治体を交えて将来を見据えた、将来的なですね、鉄道振興策を、計画を作ることが何よりも先決であるというふうに考えております。今協議会の中でも、じゃあそのために一体どのような策があるのかということで、今後、様々な角度からですね、可能性を見つけて、各沿線自治体ともどもですね、意識を共有して、次なる策を打っていかねばならないというふうに、そのように強く感じております。そういった経過や情報についてはですね、今後、今、現段階でも北海道のホームページにも掲載しておりますけれども、今後は町のホームページでも示して、情報提供をしてまいりたいというふうに思っております。また議会にも行政報告等などで、随時報告してまいりたいというふうに思っております。そして、住民・議会・町がですね、同じ情報を共有することによりまして、ある日突然、おっしゃられたとおり廃止とはならないような、そんな議論をですね、今後も引き続き作ってまいりたいとそのように考えております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今、町長の方から、これからいろんな部分で議論していきたいと、まだまだ今の質問の中で、各論には至っておりませんが、今後、公共交通機関の確保については、様々な場面で沿線自治体と協議・調整をし、地域にとって最善の方法を構築するよう努力していただきたいと思います。その上で、住民・議会・町と三位一体となって情報を共有し、十分議論を尽くした上で決断をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問とさせていただきます。私は昨年議員になって以来、地域づくりをテーマにいろいろ質問をさせていただきました。今回、質問させていただいた鉄道の存続なども、地域交通公共機関の確保については、将来的な地域づくりにおいて不可欠な問題であると思います。大変失礼だと思いますが、町長は1期目ということもあり、ワインツーリズム等、町長が目指す地域づくりも道半ばといってもよろしいかと思います。そこで、お尋ねいたします。町長の任期は、来年5月12日で任期満了を迎えます。町長は2期目に向けて立候補されるお考えがあるのか、その意思をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

私の1期目の任期もですね、もう残すところあとわずか半年を切りました。就任当初は、私も浅学非才の身でありましたけれども、町民の皆様を支えられ、職員にも支えられ、そして議員の皆様には様々なところでご理解そしてご指導を賜り、今日までの町政の舵取りを務めさせていただきました。

一昨年前、皆さんご承知のとおり日本創生会議がですね、2040年までに自治体が消滅する可能性がある都市として、いくつかの自治体が消滅する危機に直面しているということで発表がありました。私は、就任当初から、これから先どのような時代を迎えようとも、今から自治体がですね、各自治体が自立していく、そういった準備を進めていかなければならないということで強く主張してまいりました。その結果、本町でもですね、昨年、地方創生という枠組みの中で、さまざまな施策をですね、今取り組んでいるところでありますけれども、先程、佐藤議員おっしゃられたとおり、ワインツーリズム等も含めて、まず1期目はですね、本町の基幹産業でもあります農業に重点を置いて、様々なことを小さい事業なり大きな事業を含めてですね、取り組んできた次第であります。今後も、更にそういった動きを止めることなく、更に加速的に仁木町の農業振興をですね、進めてまいりたい、そのように強く考えているところでもありますし、その他にも、次のステージとして、やはりうちのと言いますか、本町の永遠のテーマであります、「やすらぎ」という部分でありますけれども、町民が安心して、やすらぎを感じながら暮らすことができる地域の環境整備等にも含めて取り組んでまいりたい、そういった一つひとつの柱を今後もつくり上げていきたい、そのように強く感じているところでございますので、今後も2期目に向かい挑戦させていただき、皆様と共にですね、次の目標をですね、達成してまいりたいという決意をですね、新たにしているところであります。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）只今の発言で、また来期立候補するという意志確認をお聞かせ願いましたので、以上で質問を終わりにします。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第7『一般質問』を続けます。

一般質問『子育て支援充実のための日本版ネウボラの導入について』、以上1件について、住吉議員の発言を許します。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域における妊産婦や、その家族を支える力が弱くなってきており、妊娠、出産、子育てに関する不安や負担が増えていると考えられます。このため、地域の実情に応じた妊娠期から子育て期に渡る、切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要であると考えます。国は「まち・ひと・しごと創生基本方針」（平成27年6月30日閣議決定）等において、妊娠期から子育て期に渡るまでの様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」の整備を掲げており、各自治体では、平成27年度末時点で138市町村が設置、平成28年度は251市町村（423か所）まで拡大する予算を確保しています。これに伴い、同センターを法定化し、概ね平成32年度末までに全国展開を目指すとともに、地域の実

情に応じた産前・産後のサポートや産後ケア事業も推進していくとされています。ネウボラとは、北欧のフィンランドで1920年代に始まった子育て支援拠点で、フィンランド語で「ネウボ」は助言、「ラ」は場所という意味です。妊娠・出産から就学まで切れ目なくサポートする総合的な支援サービスで、特別な教育を受けた保健師・助産師が家族支援を行います。本町議会総務経済常任委員会では、去る10月18日から21日の日程で、子育て支援施策に対して先進的な取組みをされている、香川県三木町、広島県世羅町において研修視察を実施しました。両町では子育ての不安や負担を軽減するため、ママカフェの開設、子育てホームヘルプサービス、乳幼児一時預かりサービス、病児・病後児保育サービス等、子育てに関する様々な支援策が充実していました。更に、三木町は「まんでがん子ども課」、世羅町は「子育て支援課」を設置し、子育てに関する窓口を一本化することで、子どもに関する相談や手続等が1か所に集約され、不安定になりやすい子育て世代の暮らしを応援、サポートする体制が整備されていると感じました。本町の子育て支援も、着実に一步一步進んできていると感じておりますが、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援の強化を図っていくため、仁木版ネウボラの構築が必要と考えますが、以下の点についてお聞きします。1. 仁木町民が出産する場合の近隣分娩医療施設における産婦人科医の現状と今後の見通しについて。2. 本町における、妊娠、出産、子育て支援に対する事業の実施状況及び、子育てに関する相談窓口の状況。3. 乳幼児を含む児童虐待ケースの報告。4. ファミリーサポートセンター設置に向けた進捗状況。5. 子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）設置に対する考え。以上の5点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、住吉議員からの子育て支援充実のための仁木版ネウボラの導入についての質問にお答えします。

1点目の「仁木町民が出産する場合の近隣分娩医療施設における産婦人科医の現状と今後の見通しについて」であります。平成27年度に出生された12人の出生場所は、小樽市の「小樽レディースクリニック」が7人、札幌市の医療施設が3人、倶知安町及び千歳市の医療施設がそれぞれ1人ずつであり、小樽市で唯一分娩ができる「小樽レディースクリニック」に集中している状況であります。今後の見通しにつきましては、現在、リスクのある分娩を受け入れる北海道の地域周産期母子医療センターに指定されている北海道社会事業協会小樽病院が分娩を中止しており、昨年6月に北後志6市町村、北海道及び関係医療機関が設置した北後志周産期医療協議会（会長 森井秀明小樽市長）が中心となって、医師確保を目指して取り組んでいるところであり、医師が確保された後に分娩が再開される見通しであります。

2点目の「本町における、妊娠、出産、子育て支援に対する事業の実施状況及び子育てに関する窓口の状況」について申し上げます。妊娠前につきましては、今年度から不妊に悩む家庭に対し、特定不妊治療費助成事業を実施しております。妊娠後につきましては、母子保健手帳の発行、妊婦一般健康診査受診券の発行、母子栄養食品支給事業、妊婦訪問及び助産師による指導も取り入れた母親学級を実施しております。出産後につきましては、産婦訪問、新生児訪問、各種予防接種、乳幼児健診、歯科検診、離乳食教室、ベビーマッサージ教室、幼児料理教室及び今年度から臨床心理士による発達相談事業を実施しており、電話や面談などによる育児相談についても随時受け付けております。子育てに関する相談窓口につきましては、特に設置しておりませんが、保健師が出生をしてからの子どもの状況を熟知しておりますので、保健師が最初に相談を受け、相談内容に応じて保育所、幼稚園、小中学校及び関係機関と連携して対応してお

ります。

3点目の「乳幼児を含む児童虐待ケースの報告」につきましては、今までに、家庭内のトラブルで子どもたちに対する心理的な影響が懸念されるケースが発生し、学校、児童相談所、保健所、警察、教育委員会など関係機関出席のもと、仁木町児童はぐくみ協議会（仁木町要保護児童対策地域協議会）ケース検討会を開催し、情報共有と今後の対応などについて協議をした事例があります。

4点目の「ファミリーサポートセンター設置に向けた進捗状況」につきましては、本年8月に北海道庁で開催された、ファミリーサポートセンター意見交換会に担当職員を出席させ、既に実施している市町村の状況や課題などについて報告を受けております。また、10月には、議会総務経済常任委員会研修視察に住民課長を同行させていただき、子育て支援施策における先進的な取組内容について報告を受けておりますので、これらを参考に検討しているところであります。

5点目の「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）設置に対する考え」につきましては、本町では小さな町の利点を活かし、母子と保健師などがお互いに顔がわかる関係を築いた中で、妊娠・出産から育児までの相談対応や学習会などを実施しております。また、妊婦健診や予防接種などは、保健師と医療機関が連携して実施しておりますので、妊娠期からの切れ目のない支援という点においては、ネウボラに相当する事業体制は取れているものと考えております。今後、子育てに対する支援をワンストップで対応できるよう、本町にふさわしい総合的な窓口の整備などについて、関係機関や地域の意見を伺いながら検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）今、答弁いただいた中から何点か質問させていただきます。

まず1点目、小樽協会病院における分娩の中止から1年半が過ぎようとしています。小樽市で分娩ができる病院が1施設となっている現状で、周産期医療を心配する声は後を絶たないのではないのでしょうか。北後志周産期医療協議会で、どのような協議がなされているのかお知らせください。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）小樽協会病院の周産期医療の関係でございますけれども、ここに答弁でも書いてありますように、ただ今、医師確保を目指して取り組んでいるところでございます。28年度につきましては、大体、医師の確保が決まるというのが10月ぐらいということで、次の年度の医師の確保を決められるというのが10月ぐらいまでということで、今年度につきましては、医師は確保できなかったということで、婦人科につきましては、産科はできませんけれど、婦人科につきましては10月から非常勤講師が月4回協会病院の方で行っております。また、妊婦健診については12月から助産師外来ということで、溪仁会の助産師さんに来てもらって12月から月曜日に行っている状況であります。それでまた、今のところ来年度の医師確保に向けて、協議会で医師確保に向けて進めているという状況であります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）一步一步進んでいるという内容はわかりました。現時点での分娩再開、それはちょっと今、厳しい状態ということで承知いたしました。妊婦健診というのは、本当に妊娠24週から35週まで2週間に1回、妊娠36週以降分娩までは週1回の受診となります。平成27年度の出生場所では、札幌市や千歳市等の医療施設の方もおられ、通院に長時間を要し、乗り物等の振動などで、お腹の張りが強くなったり、母体の負担も多くかかるのではないかと推察されます。周産期は妊娠22週から生後満7日未満までの

期間を言い、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。周産期を含めた前後の期間における医療は突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に周産期医療と言われております。地域周産期母子医療センターに指定されている小樽協会病院は、産科・小児科支援ステーションを備え、周産期に関わる比較的高度な医療行為を常時担う医療機関です。近隣の医療施設で安心して出産できるよう、早期再開に向けてさらなる推進をしていただきたいと思います。町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

確かにですね、住吉議員おっしゃるとおりですね、周産期における問題・課題というものはまだまだ山積しております、本町だけで解決することができずに、この北後志小樽市をはじめ6市町村がですね、今、手を携えて環境整備を目指して取り組んでいるところではございます。本町独自の体制といたしましてはですね、先程1答目にも申し上げましたとおりですね、ネウボラに相当する事業はこれまでも行っておりまして、また更にこれからもですね、更に充実を図って行ってまいりたいというふうに思っております。ただ、ネウボラのようにですね、センターとか、そういった拠点施設等はですね、本町にはございませんけれども、各機関が今連携を図ってですね、その充実を図れるように今取り組んでいるところでございます。近い将来ですね、こういったことを鑑みまして拠点施設となりうるような一元化、それぞれの機関を連携して一元化できるような、そういった施設もですね、本町にとっても必要になってきているのではないかなというふうに我々も感じておりますので、近い将来、そういったことも含めて検討をしてまいりたいと、そう強く思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）前向きな答弁をいただいたと思います。

2点目、本町における妊娠、出産、子育てに対する支援事業の実施状況ですけれども、今年度子育て支援に関して拡充されたこと、答弁いただいた中で本町の取組みも理解したところでございます。まず、母子保健手帳の発行交付時につままして、妊婦と職員が初めて出会うとても大事な場であると考えます。その際に、本町の良いところは顔が見える、良く熟知できるというところではございますけれども、個々に面談をしながら、生活状況、健康状況、出産場所等の、そのような調査といいますかアンケートを行っているのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）アンケートは行っていませんけれども、細かく聞き取りをして調査票のようなものを作りまして、かなり細かい部分まで聞き取りをして、押さえている状況であります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）では、妊婦の方には専任の保健師が担当されるということでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）保健師につまましては保健係の保健師、係長と他2名いるんですけれども、その2名が地区割りを行いまして担当を決めてやっております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）出産後、産婦訪問について書かれておりますが、第1子、第2子以降の家庭訪問はど

のように実施されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）産婦訪問につきましては、第1子、第2子とその後という区別なく、生まれた場合につきましては、保健師と栄養士がセットになって訪問して、いろいろ指導をしているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）第1子の場合は全戸訪問ということがあるかと思いますが、第2子も全戸訪問という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）第1子に限らず行っております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）よその地域ですと、第2子は希望とかというところしか行っていないということもありますけれど、本町はその辺は対応されているということでもわかりました。今年度から臨床心理士による発達相談事業を実施されているとのことですが、対象年齢ですとか事業内容についてお知らせください。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）対象年齢については、特に何歳ということは規定しておりません。乳幼児健診等において、事後指導が必要である場合につきまして、発達が気になる要素のある幼児や発達が気になる児童等、乳幼児健診のときで判断しているという状況でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）その事業内容をですね、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）内容でございますけれども、乳幼児健診や発達相談等に気になる乳幼児や児童を発見した際、現在は年3回程度実施されている、北海道事業である巡回児童相談にて専門職による発達相談、検査を活用したり、医療機関や札幌にある児童相談所に直接出向いてもらっておりますけれども、北海道臨床心理士に登録されている臨床心理士に直接町の方に来ていただいて、実施するというものでございます。

○議長（横関一雄）住吉委員。

○3番（住吉英子）これは乳幼児、3歳、1歳半とかという健診を、その都度されているんですか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）乳幼児健診については、1歳までは奇数月で、1歳以上が偶数月で行っておりますけれども、そのときに、ちょっとこの点については問題あるよだとか気付いた児童に対して、この中からピックアップして、今年度は3回、3人の方を予定しているというものでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ちょっと確認なんですけど、本町は5歳児健診というのはされていらっしゃるんですか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長

○ほけん課長（川北 享）3歳児健診まででございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）3点目にいきます。虐待ケースの報告ということで、今回ちょっと虐待のことについて質問させていただきました。これにつきましては、出産直後の女性はホルモンバランスの変化が激しい他、子どもも日に日に違った様子を見せるようになり、核家族化が進み親族や地域での助け合いが薄れる中で孤立し、母親が育児への不安や重圧によって精神的に不安定になる産後うつというものが今問題になり、なりやすい側面もあるとされています。深刻化すれば虐待や育児放棄につながり、自殺を招いたりする恐れがあるとのことです。厚生労働省研究班が平成24年から平成26年に実施した調査では、初産の場合、うつ状態など精神的な不調に陥る人は産後2か月頃までに多く、特に産後2週間の時期に発症数のリスクが高かったとのことです。また、10人に1人が現在産後うつになっているという現状もあります。1か月健診は広く行われておりますけれども、子どもの発達の確認が中心になっております。研究班によりますと、より早い段階から精神的に不安定になったりしやすい母親へのケアを充実させる必要があると指摘されております。第12次報告の対象期間である平成26年4月から平成27年3月までの1年間に、厚生労働省が把握した子どもの虐待死の占める0歳児の割合は61%と最も高く、出産直後に支援へつなげることが欠かせないことであります。本町においては、乳幼児に対しての虐待事例はなかったものと理解してよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）本町においてですね、今回この答弁の中にもちょっと書かせてもらいましたけれども、はぐくみ協議会にかけたケースとして、実際には24年度から25年度ぐらいにかけて、ちょっとお子さんのことでの相談というものはございました。その後に関しましては、特にこのはぐくみにかけるような問題になるようなものは、そういう赤ちゃんに対しての部分での子育てではございません。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。次に、4点目のファミリーサポートセンターの設置に向けた進捗状況でございますが、この答弁の中で、道庁で開催されたファミリーサポートセンター意見交換会に出席されたとのことですけれども、本町における設置に対しての課題、今後どのように推進されていくのかお知らせください。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、8月の道庁で行われました会議の中で、実際にファミリーサポートセンターを実施している市町村、それが約30程見えておりました。それとこれから実施を考えているような、仁木町と同じようなところ、それが10市町村弱ですね、参加されていたということで、その中で実施されているところでの課題としては、まず始めるときには、サービス提供をする側、皆さんよく任せて会員とかというような形でおっしゃいますけれども、子どもを預かる側、そちらの方の人を最初のころ一生懸命募ってですね、それで集めるんですが、それが、なかなかやはり集まらないという部分、また、集まった後に、その人たちをいざ利用となると、その提供していただける会員さんの都合にもよりますので、なかなか利用者と提供者との時間が合わない、そういうようなお話も出ておりました。うちにとってもそういう部分がまた問題になってくるのかなと、特に、実際今行っているところは、うちよりも規模の大きいところがほとんどでございます。ですから、提供者募集をかけたときに、ある程度集まってくるのかなと、それに対してそういうところでも難しいと言っている中で、我が町のこの人口の中で、提

供者の方が、果たして何人ぐらい集まるのかなというところが1番大きな問題かなというふうに思っています。

また、もう1点としては、他町村さんいろんな所から出ていたのは、この事業の中でメインになっている部分がお子さんの送迎、そういうところがメインになっている市町村さんが多くございました。それが、お母さん方が単なる便利なタクシー代わり、そんな形で利用されている。お母さんが家にいらっしゃるにもかかわらず子どもさんの送り迎えをお願いしますですとか、塾に行ったお子さんを、もうお母さんが家にいるのに、ちょっと塾から家まで迎えに行ってもらえませんかというようなものでできていると、それはちょっと利用者さん側ですね、意識の問題かとは思いますが、そこまでになると、果たしてそれがファミリーサポートするべきものなのかなという部分も出てきていますという話などいろいろ伺っております。そういった部分で、今後、うちもそういうものが課題になるだろうということで、29年度に向けてですね、地域の皆さん、サービス提供者になられる方、また利用されるであろう保育所、幼稚園そういうところにお子さんを預けているお母様方、保護者の皆様方に対してアンケート等を実施していきたいということで今考えております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）いろいろ問題等を理解したところです。嶋井住民課長も、今回総務経済の視察に同行されまして、そちらの方で、やはりあのかみ細やかに本当に充実した施策が、これまでやるのかというぐらいの三木町、世羅町でやっておられました。ファミリーサポートもそうなんですけれども、やはり子どもを、やはり一時預かってほしいという希望が多いのではないかなと思うんですね、どこの地域も。それで、三木町では妊娠中の方、また3歳未満を常扶養する保護者に対して、ホームヘルパー派遣をシルバー人材を使っての家事援助を行っているとか、また子育てホームヘルプサービスをされたり、乳幼児一時預かりサービス、これはまた生後6か月から小学校就学前のお子さんについて、保護者が病気や冠婚葬祭、リフレッシュしたいとき、その他の緊急時に預かるという、三木町は2つの町営施設で一時的に預かっておられました。そういうような中でファミリーセンターのそういうものも良く内容等をですね検討し、仁木町の中でできるサービスをぜひ拡充していただければと思います。

次の5番目でございますが、この子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）というのは、一つには妊娠期から子育て期に渡るまで、地域の特性に応じ、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かして、必要な情報を共有して切れ目なく支援すること。また、ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別のニーズを把握した上で情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細く支援すること。更に地域の様々な関係機関とのネットワークを構築して、必要に応じた社会資源の開発等を行う。この三つの役割が期待されているところです。本当に今回視察を実施した香川県三木町のちょっと違う話なんですけれども、庁舎に入ってすぐ目に飛び込んできたのは、各課ごとに色分けをされた大きな表示だったんですね、非常にわかりやすいものでした。まんでが子ども課は一角にあって16人のスタッフで構成され、課長をはじめ保健師3人、助産師2人、唯一男性は1人、女性職員に囲まれている状況でした。「まんで」というのは方言ですべてという意味ですが、子育てに関する窓口を一本化して相談や手続等を1か所に集約されており、子育て世代の暮らしを応援サポートする体制が整備されておりました。本町においてですね、お子さんを連れた方や、また、プライベートな内容で来庁され、相談で来庁された方が、安心してゆったりとした相談、また手続等ができる雰囲気づくりや、スペースの確

保等が必要と考えますが、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えします。

住吉議員の方から今おっしゃっていただいたとおり、私も一緒に同行させていただいてですね、いろいろ見させていただきました。確かにすばらしい、充実した子育て支援をされているところだなということで、いろんなものを伺ってきたと、うちの場合にそれを当てはめた場合、どうなのかなという部分だと思うんですけども、まず、窓口に関しては役場全体が見てきた町村よりも小さな窓口というか、わりと狭い部分があるので、まず受付、私ども住民課のところの窓口にいっちゃっても、そのあとですね、私どもの方からお子さんの関係でしたらどこへということでお連れしますということ今、窓口の者は対応しております。それでもって、ほけん課さんの方につながるというような形で、お話を聞いていっている場合が非常に多くございます。また、そのほけん課のカウンターのところ普段はお話しているんですけども、そこで話をするだけでは足りないような、もっとじっくりと話をしたいという場合にですね、1階のフロアの中に、ほけん課さんの方で管理しています住民相談室という小さな相談できる部屋がございます。そちらの方で、またいろんなお話を伺ったりという形もできますので、今の段階では私としては、この町の規模で、今の体制の中では頑張っている方じゃないのかなというふうに自分では思っております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）子育てに関する窓口を一本化して、相談や手続等を1か所に集約するという事は、町民サービス向上のためにも必要と考えますが、町長どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先程も申し上げましたとおりですね、今後において、人口減少で町民の数は少なくなったとはいえども、なろうともですね、ただそういった地域の環境整備はですね、更に充実させていくことは、望ましいというふうに考えておりますので、今後そういった子育ても含め、社会福祉事業なり、すべての福祉行政に携わる者が、一つの窓口、又は一つのフロアですべて対応できるような、そんなようなセンターなり拠点施設がですね、やはり理想としてあるべきものだというふうに我々も考えておりますので、将来的な目標としてですね、今の段階からいろいろと様々な課題を照らし合わせながら、取り組んでまいりたいと、そう強く思っております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）妊娠・出産時期のケアは主に医療機関で、子育てや虐待対策は主に福祉機関と分かれていることが多いですが、産前・産後の時期は担当機関が分散しています。一方、母親にとっては、妊娠、出産、子育ては繋がっています。病院等で出産し、短時間で退院した後は日常生活と育児が待っています。一人ひとりが住みなれた場所で安心して子育てをするには、子育てへのサポートの拠点が日常生活の中にあり、妊娠から子育てまで包括したシステムの導入と途切れることなくワンストップでサービスを提供できる町づくり、それが子育て世代が望む社会なのではないかと考えております。最後に町長の見解をお聞かせ願います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）再三同じ話になるかもしれませんが、日本の母子保健の大きな課題としてで

すね、医療と福祉の連携ができていないこと、また母親の育児をサポートする生活モデルのサポートがすね、地域で不足しているというふうに言われております。そういった経緯も含めて、今フィンランドのネウボラの体制がすね、今、注目を浴び、全国各地域でもそういった取組みをはじめ、1人でも多くの子育て世帯の家庭のためにすね、力強い支援を行っていくという動きが今出ております。本町としてもすね、これから先程も申し上げましたけれども、これから先の社会状況の変化等にあわせてすね、仁木町独自のそういった子育て支援サービス等も含めて、充実を図ってまいりたい、そのように強く思っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）前向きな答弁ありがとうございます。本町の特性を生かした、ネウボラのさらなる構築の推進を要望し質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第7『一般質問』を続けます。

一般質問『新たな国民健康保険制度に向けて』、『小中学校のトイレ洋式化について』以上2件について、上村議員の発言を許します。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、国民健康保険の運営について、中心的な役割を担うこととなりました。本町における国民健康保険は、後志広域連合に加盟し、広域連合が保険者となり、国民健康保険事業を進めてまいりましたが、国民健康保険税については、各町村の国保財政の運営により税率を設定していたことから、税率が高く設定されてきました。今後は、都道府県単位での国保財政運営となることから、今まで高額であった本町の国保税も減額される見込みであり、被保険者の負担も軽減されると期待しているところであります。しかし、一時的に国保税が減額されたとしても、医療費を抑制していかなければ国保財政が悪化し、結果的に元の水準に戻ってしまう可能性が高く、根本的な解決にはなりません。医療費の増大を抑制するためには、病気が重篤化する前に早期発見をすることが重要だと考えますが、本町における特定健診受診率は低い状況にあります。受診率向上に向け、何か考えはあるのでしょうか。また、本町では、平成27年度末時点で国民健康保険財政調整基金に6400万円の積み立てを行っていますが、この基金は制度移行後どうなるのでしょうか。本来であれば、制度移行前に基金を充当し、国民健康保険税率を改正すべきと考えますが、そのような考えはお持ちでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの新たな国民健康保険制度に向けての質問にお答えいたします。

1点目の「特定健診受診率向上に向け、何か考えはあるのでしょうか」についてであります。現在、町が実施しております集団検診や短期人間ドックの受診者増加を図ることが受診率向上につながるものと考えており、特定健診及び短期人間ドックに対する町の助成制度、受診後に受けることができる保健師及び栄養士による特定保健指導や結果説明会での予防指導についても、町民の皆さまに十分理解していただ

けるよう周知し、受診率の向上につなげてまいりたいと考えております。

2点目の「国民健康保険財政調整基金は制度移行後どうなるのでしょうか」について申し上げます。本町では、平成23年から平成24年にかけて急激に医療費が増加し、この2年間で一般会計から約1億円を繰り入れ補填を行い、更にもその状態が続くことにより町財政を圧迫していくことが見込まれましたので、平成25年に税率を平均18%引き上げたという経過もありますので、今後も国民健康保険財政調整基金として医療費急増などに備えてまいりたいと考えております。

3点目の「制度移行前に基金を充当し、国民健康保険税率を改正する考えをお持ちでしょうか」につきましては、前段ご説明申し上げましたとおり、制度移行後も基金として運用していく考えでありますので、充当して国民健康保険税率を改正する考えはございませんので、ご理解をお願いいたします。なお、平成30年度からの国民健康保険の都道府県化にあたり、北海道が町に対し、国保事業費納付金と標準保険料率を通知する時期は、平成30年1月とされていますので、それまでに保険料率について十分検討し、最終的には平成30年第1回定例会で審議していただく予定としておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）初めに、都道府県化に向けた保険税の算定というのは検討しているのでしょうか。新聞に載っていた保険税は28%程度引き下がるという事例がありましたが、あまりにも高い今の保険税に対し、都道府県化は仁木町にとってどうなるのか教えてください。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）先日、都道府県化に向けました、これはあくまでも試算という形で出ておりますが、それによりますと道が各市町村の医療費や取得水準を勘案して、市町村ごとの納付金額を試算算定しました。保険料への所得水準の反映度を低く抑えることで、自治体間の平準化を図ったというものでございます。それで、この試算はあくまでも平成29年度からの公費、国からの支援が1700億円すべて投入されたと仮定しておりますので、最近、国の方で減額するという話も出ておりますので、そうすると、この試算額よりは高くなるのではないかとということで予想をしております。今回の試算につきましては、標準税率を、現在町では、所得割、資産割、均等割、平等割という形で課税しておりますけれども、今回の試算につきましては、所得割と資産割はないということで、あと均等割と平等割の割合を70対30ということで試算しております。それで、現在、国民健康保険税の税率につきましては、医療分と後期高齢者支援、あと介護をあわせて所得割で16%課税しているところを、今回の標準税率では11.81%、それと均等割でございますけれども1人あたり、同じく三つの医療、後期支援、それと介護で4万3500円のところ、これにつきましては5万31円、そして平等割、世帯割ですけれども、これも三つ合わせて5万5500円のところ、3万3529円ということで試算したところ、モデル保険料が夫婦2人所得200万の方の試算ですけれども、51万5700円が36万9700円、それで28.3%の減という試算になっております。ですけれども、これにつきましては、あくまでもその公費の投入が1700億円すべて投入されたこととして試算しておりますので、今後、正式に来年1月に納付金及び標準税率が示されるまではちょっと不透明な状態であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今の1700億円の都道府県化に向けた、低所得者向け軽減措置として2015年からこれつぎ込まれているわけですが、その前に仁木町として、この15年、16年、1700億円というのは、

仁木町はいくら入っているんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）27年度からの低所得者対策として、軽減の部分で保険者支援制度拡充のために約1700億円、それと今度29年度以降は支援の関係で1700億円が投入されているということで、仁木町分にかかるその分いくら入ったかにつきましてはちょっと今、手元に資料がございませんので、ちょっと時間をいただきたいです。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）この国保支援金というのは、やはり国民健康保険税が高過ぎて困るということで、消費税が値上げになったときに、15年度から都道府県というか1700億円、支援金として1人当たり5000円下がるぐらいの見込みで、各町村に行っているかと思えます。この国保支援金が仁木町ではどう使われたのかというのは重大な試算になると思うんですけれども、ちょっと今わからないということなので、次に行きますけれども、国保財政調整基金が今は6400万円。医療費急増などに備えていきたいというふうなお答えでしたけれども、これは財政共同安定化事業一元化により保険給付費全体が都道府県下単位での助け合い事業となり、自治体単独での不要不急の支出のための基金を準備する必要性、なくなるのではないかということが言われておりますけれども、これはどういうふうにと考えたらよろしいんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）まず、基金の関係ですけれども、今のところは、今回、これからの補正で出てくる部分でありますけれども、6400万円ということにはなっておりますけれども、今後、広域連合の2月の議会で補正があります。それで毎年、補正でその年かかった医療費ですとか、その年の補助金等の歳入を見込んでいた分が見込まれなかった部分だとかで追加徴収されております。過去の例で言いますと、平成23年度につきましては、このときは過年度返還金が83万9302円ありまして、そのときは、その他繰入金ということで赤字補填の部分です。それで、そのときの追加徴収すべて入れて追加徴収で1959万8302円を2月の追加補正で増額となっております。それで1番高く医療費がなって赤字補填が1番大きかった平成24年度、この時は追加徴収で約8000万円支払っております。それで、次にこの税率を上げた平成25年度ですけれども、このときも過年度返還金として4950万円戻ってきています。ですけれども、それだけでは足りなくて、その他繰入金358万4000円を加えまして追加徴収が約5300万円を2月に払っているような状態です。平成26年度につきましては、このときは、過年度返還金が約6300万、追加徴収は800万で、それで、基金として約5400万円積み立てました。昨年については、過年度返還金が4400万円入ってきたんですけれども、その後2月に追加徴収ということで約3500万円追加徴収して、差し引き900万円、4400万円過年度で戻りがあったんですけれども、そのときは900万円だけ基金を積み立てて現在は6400万円となっておりますけれども、今回も1900万円ほど過年度返還金があります。しかし、この例で見ましても、今年度の医療費の増額と、過年度返還金が戻ってきて医療費が安くなったとなると、それに見合う分を現年度ですね、現年度補助金等で繰り入れの分を見ているんですけれども、その分が医療費が安くなることに伴って、その分が減額となりますので、今年度についても増額補正の可能性が大きい状況です。いくらになるかというのは、ちょっと1月の末にだいたい金額が決まって、2月の広域連合の議会で補正になることになっております。ですから、今のところ積立金についても6400万円そのまま残るということは非常に難しいことになっております。それで、とりあえず29年度も広域連合ですので、そのような状況が続きますので、もし基金が余

ったらそのまま残しておきたいと思います。担当では、そう考えております。それで、都道府県化になった場合につきましても、納付金が道から示されて、その分、国保税、今度、国保料になるんですけれども、国保料として集めた部分で負担するという形になると思います。ですけれども、額は示されても、国保料なんですけれども、その時の所得によって、その国保料が確保できるかどうかという部分もあります。特に、うちのような農業主体の町ですと、その年の状況によって所得が落ちればその次の年の国保料は、国保料全体の額は下がるということになります。そうなった場合、もし基金が残っていればですけれども、そこで補填したい。前回先程もありましたけれども、平成24年度のような、すべて一般会計から繰り入れるということになりますと、どうしてもまた保険料をすぐ上げなければならないという状況にも陥ると思いますので、担当としてはそのように考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）いくら医療費が高くなっても、27年度も920万円基金に積み立てているわけですけれどもね、国民健康保険に入らなければならない人は本当に圧倒的に低所得者が多いんですよ。その中で、基金を積み立てていくというのは、どれだけ基金が積み立てれば安心できるのかなと思いますけれども、この都道府県化によって、この国保税を引き下げてほしいというのが願いですけれどもね、都道府県化によって、そういう独自に保険料が上がっていくというシステムですと本当に納得いかないんですけれども、この基金積み立てはいくらになったら、還元してもらえるんでしょうかね、どのぐらいになったら。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）基金の積み立ては今後については、今、28年度、来年29年度移行前であります。その部分で、もし残った部分ということで、これ以上は特に増やすだとかそういうことは考えていません。その分差し引いて、もしかしたら追加徴収でなくなるかもわかりませんが、一応、残っていれば、29年度までは今の形で行きたいと思っておりますけれども、そう多い額が残るとは予想はしておりません。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）医療費急増のため、基金を積み立てなければならないという消極的な考えではなく、その基金を使って健康になる取組みを図ったほうがいいと思うんですよね。特定健診及び短期人間ドックに対する町の助成制度はありますけれども、周知や理解を求めても管内で2番目に低い状況を見てほしいと思います。やはりこの検診とか健康に対する、もっと町の積極的な具体例というんですか、そういうのを示して、もっと町民に諮ってほしいなと思います。自治体として年代別地域別医療費を分析した上で有効な保健事業を展開しているのかどうか。どうして健診に行けないのか、こういうことも分析をしたり健診を受けなければ保険税が高くなるという意識を変えてほしいと思うのですが、こういう分析というのはしたことはあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）それにつきましては、平成28年3月に作りました仁木町保健事業実施計画（データヘルス計画）ということで議員の皆様にもお配りしたところですが、この中で、仁木町の医療費の関係ですけれども、現在1人当たりの医療費が高めに推移していて、北海道よりも外来にかかる1件当たりの医療費は少なくなっている状況です。それで、仁木の場合は重症化してから受診行動に結びついているという可能性が考えられます。現に心疾患、脳疾患、がんの医療費は、北海道でも上位となっております。また、死因もがん、心疾患、脳疾患の割合が高くなっているため、共通して割合に高い心疾患、

脳疾患、がんが健康課題であると考えられております。これらの疾病についてはやはり、将来的には要介護状態になるという可能性が高い疾病でありますので、危険因子となる高血圧症や糖尿病、脂質異常症等の発症予防として、やはり、早期発見、早期治療が重要であるということは十分認識しております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）車が運転できない人は車での送り迎えとかね、タクシー券の発行、働き盛りの人には休日でも検診できる方法とか、検診を受けたらポイントがたまるとか、保健センターに運動機械を入れるとか、病気にならないための食事づくりとか、方法はたくさんあると思うんですよね。そういうのに、こういう基金を使っただけの事業というのはできないんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

そもそもですね、医療費が今後急増したときのためだけにですね、基金を積むのではないということをご理解していただきたいと思います。やはり万が一に備えて、やはりこれまで本町もそういった経緯を考えますとですね、やはり一次的に町の財政がですね、緊急的に圧迫されるようなことは、なるべく避けるべきであるということですね、これまでの経験をですね、やはり鑑みてこういった基金を積み立てる必要性はあるというふうに思います。ただ今後、都道府県化することによって、果たして今後どのような形で運営されるのかというのは、まだそこは不透明な段階でありますので、今後、はっきりと方向性が示された中でですね、町として今後どのように活用していくかということは考えてまいりたいというふうに思います。それと同時にですね、先程おっしゃられたようにですね、特定健診受診率を向上するために、町として、まだまだやるべきことはあるというふうに我々も考えております。実際、今の実情の中で仁木町は非常に低い受診率の中で後志町村の中でも位置付けられているということですね、やはり問題視しなければならないと、ただ本町としてもこれまで何もしてきていないわけではなくですね、これまでも、PR、受診勧奨などまたそういったそれぞれの施策は打ってきた経緯はございますけれども、それとともに結果が伴っていないというのが、それは、実情として我々も受けとめなければならないというふうに考えております。ほかの町村のようにですね、先程おっしゃった事例、ポイント制にしたりだとか、または抽せんによって旅行券を与えたりとかという自治体もそれぞれやっているのを参考にしてですね、本町としてできること、できないことがありますので、その辺をですね、きちんと精査して、今後も取り組んでまいりたいと、そして基金はですね、そういった特定健診向上のために使用するのかという部分でありますけれども、またその部分もですね、課題として検討してまいりたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今の、先程も子育て支援の方で、いろんなところの取組みというか、横のつながりとかあるんですけどもね、ほけん課でこの国保に対して人員とか足りているというか、人員確保ではどうなんでしょうか。少ないからできないとかではないんですか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）おっしゃるとおりですね、本町の行政の体制の中でほけん課しかり、住民課それぞれ子育てにかかわる課もそうですけれども、従来の行政の体制と、そしてこれから求められてくるこの様々な需要の中でですね、正直ひずみがあるのは事実であります。今後そういった行政の体制というのをです

ね、この機会を契機にですね、やはり今後考えていかなければならないということも私も痛感している次第であります。先程のこの場ではない、先程の一般質問の中でありましたとおりですね、自分も今後そういった環境整備等も含めてですね、次の課題として強く強く取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、その辺、ご理解していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）とにかく、国保税が高い自治体は、住民が不健康で病気がちだと言われるようなことが言われていますけれどもね、やはりやすらぎのまちにふさわしく、おいしい野菜や果物を食べて明るく健康なまちをつくってほしいと思います。

それでは次に、小中学校のトイレ洋式化について質問します。本年4月に発生した熊本地震では、多くの方が被災し、現在も避難所生活を余儀なくされている方もいらっしゃいます。被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。この熊本地震により、各小中学校を避難所として使用することになりましたが、「和式トイレが使えない」という苦情が多く寄せられました。このことにより、全国の小中学校において洋式トイレの設置について調査が行われ、文部科学省の発表では、洋式トイレの割合は43.3%に留まり、残りの56.7%は未だに和式トイレであるということがわかりました。本町の小中学校についても、洋式トイレの割合は高くないと思いますが、より良い学校教育環境の整備に向け、教育長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）只今の上村議員からの小中学校のトイレ洋式化についての質問にお答えいたします。

このたび、文部科学省が全国の公立小中学校施設を対象に初めて実施したトイレの状況調査につきましては、議員仰せのとおり、洋便器の割合が43.3%、和便器は56.7%の設置状況であったと公表されました。本調査は、公立小中学校施設にあるトイレのうち、児童生徒が日常的に使用するトイレの洋便器、和便器の設置状況を調査したものであります。本町の小中学校におけるトイレの設置状況であります。児童生徒用が各階に1か所、教職員用が1か所、体育館に1か所、それぞれ男女別となっており、便器につきましては、児童生徒用の各トイレに洋便器を一器設置しておりますが、体育館は和便器のみとなっております。なお、小中学校に設置している便器の総数80器のうち、洋便器は17器で、割合は21.3%となっております。全国の割合を下回っている状況にあります。現在、家庭では洋式トイレが主流となっており、和式トイレを使用したことがない子どもたちが増えてきております。各学校からも、トイレの洋式化についての要望があり、教育委員会といたしましても、和式トイレの洋式化について検討を重ねてきたところでございます。本年12月5日開催の仁木町教育懇話会におきましても、学校トイレの洋式化に向けて、教育委員同席のもと、町長並びに副町長と意見交換を行っており、町長からは洋式化に向けた取組みを積極的に推進するよう、力強いお言葉をいただいております。つきましては、学校は災害時における避難所としての役割を担う施設でもあることから、来年度以降、計画的にトイレの洋式化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今、来年度以降、計画的にトイレの洋式化を図っていきたいとお答えになりましたが、平成26年度の各会計予算特別委員会の質疑の中で、学校の方から、また、教育委員さんの方からも要望があったので、年次計画を作った中で、随時整備していきたいと答えていましたが、この年次計画というものは作られていたんでしょうか。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）年次計画は、その時は作ってありませんでした。というのは、各トイレのみならず、四半世紀遅れている学校施設ということから、水まわり、暖房の関係も含めて、大規模改修が必要だろうということから、もし大規模改修をするということになれば、当然、実施設計を組むための業者さんによるコンサルさんによる現地の調査、それに基づいて、どのぐらいかかるのか試算したところ、もう大規模改修するということになれば各学校1億円以上かかるということから、今回、議員さんの方からもトイレの関係で出ましたし、新聞紙上にも、トイレの洋式化ということが出ておりましたので、当然これはもう早急にですね、トイレだけでもやらなければならないということから、答弁書にも書いてありますように、12月5日の日に町長・副町長に学校の現状、そして教育委員会としての考え方を述べさせていただきました、それで正直に申しますと年次計画という、教育委員会の方でも、いわゆるちょっと消極的な考え方でお話ししたところ、町長は、もし財政が許すのであれば一気にやったらどうなんだと。あと、お金の問題だなという発言までいただいたところでございます。それで教育委員会としても、今1番人数の多いのが仁木小学校でございますし、その緊急度も高いということから、まず小学校、そして2年次目は中学校ということですね、今その試算、現場を見て現在の便器数をそのまま洋便器に変えていいのか、また、和便器を残すべきなのか。便座を温かい便座にするとかですね、そういうような検討を重ねておまして、ちょっと答えがあちこちについて申し訳ないんですけれども、具体的な計画というのは立てていなかったと、今後計画し、実践していきたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）文科省は、自治体が公立小中学校のトイレを改修する場合、費用の3分の1を補助するということが改善を求めているみたいなので、ぜひ進めてほしいと思いますけれども、今言っておりました、洋式化に100%するということがどうなのかということでは、蘭越町は100%洋式化にしたらしいんですけども、やはり1割でもというか、和便器も残すべきだという意見もありますのでね、そこは重々教育委員会の方々とも、相談して進めていってほしいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）文科省の補助金の関係も新聞にも載っておりましたし、教育施設ですね、期成会というのが年1回札幌の方で総会がありまして、私も町長もそこに出席する機会があったんですが、要望しても通らないんですよ。というのは、やはり被災地へのお金を、そちらの方にやはりつぎ込んでいかなければならないということから、申請しても、また手を挙げて100%付くかと言ったらそういうわけでもないということで、新聞紙上ではその補助金があるから補助金を使いなさいというふうには、読み取れると思いますけれども、そういうような国の事情もあるということで、ご理解の方をお願いしたいというふうに思います。また、全部が洋式がいいのかどうなのかというのは、これは賛否あるというふうに思いますし、校長会でもこの件については話題提供をし、校長先生からも意見をいただいております。ただ校長先生の中の意見としたらですね、人の座った便座には座れないとかですね、特に女子児童・生徒のことを考えると、和式は1つ残した方がというような、これは校長先生のみですね、ご意見なんですけれども、その辺、今後進めていく中でですね、十分に意見を聞き入れながら整備していきたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

---

#### 日程第8 議案第1号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

#### 日程第9 議案第2号

特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

#### 日程第10 議案第3号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第8、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第10、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上3件を、一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号から議案第3号まで一括提案説明させていただきます。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年仁木町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第2号でございます。特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第3号でございます。仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定から、議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定までの条例改正につきましては、関連がありますので一括でご説明いたします。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。本年8月8日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等について平成28年人事院勧告が出されており、今回の主な改正は、民間ボーナスの支給状況を踏まえ、支給月数0.1月の引き上げ及び俸給表の水準の引き上げの改正となっております。これに伴いまして、政府は人事院勧告どおりの実施を10月14日、閣議決定をしたところでございます。この度の条例改正につきましては、本町といたしましても、公務員の労働基本権の制約の代償措置であります人事院勧告を尊重し、また、国準拠の基本的理念の下、職員給与等に対して人事院勧告どおりの改正方針を決定したところでありまして、合わせまして、議会議員の期末手当の支給月数0.1月を引き上げまして、総支給月数を4.3月とする条例改正であ

ります。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。第1条の改正につきましては、第5条の期末手当の支給額の条文中、12月の支給率100分の217.5を100分の227.5に改め、支給月数を0.1月引き上げるものであります。

2ページをお開きください。第2条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額の条文中、6月の支給率100分の202.5を100分の207.5に改め、12月の支給率100分の227.5を100分の222.5に改めるものでありまして、6月の支給月数を0.05月引き上げ、12月の支給月数を0.05月引き下げまして、総支給月数を4.3月とするものでございます。支給月数には変更はございません。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は公布の日から施行するものであります。第1条関係の改正は平成28年12月1日から遡及適用とするものであり、第2条による改正につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。附則の第3項につきましては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすというものでございます。

次に、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、只今ご説明いたしました、議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定と同じ内容でありまして、町長、副町長及び教育長の期末手当支給月数を0.1月引き上げたいというものの内容でございますので、説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

続きまして、議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、ご説明いたします。本条例の一部改正につきましては、平成28年の人事院勧告に基づき給料月額及び勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるものでありまして、また、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえた配偶者等にかかる扶養手当の見直しの改正に伴いまして、所要の改正をするものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。改め文の7ページの次のページになります。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。第1条関係をご説明いたします。新旧対照表1ページ、第23条の勤勉手当につきましては、第2項本文中において文言の整理を行っております。次に、同条第2項第1号中、職員の勤勉手当の支給率100分の80を100分の90に改め0.1月引き上げ、第2項第2号においては、再任用の勤勉手当の支給率100分の37.5を100分の42.5に改めまして0.05月引き上げるものでございます。

1ページ下段から6ページまでの別表第1につきましては、民間給与との格差0.17%を埋めるため、俸給表の水準を1級の初任給で1500円引き上げております。また、その他の若年層につきましても、同程度を改正しております。なお、給与制度の総合的見直しを進める観点から400円の引き上げを基本に、こちらの方を改正してありまして、再任用職員につきましても、こちらに準じて改正しております。続いて、第2条関係をご説明したいと思っております。新旧対照表7ページをお開き願います。中段第9条第2項の改正は、扶養手当の支給における対象者の規定の整理でありまして、第2号の子及び孫の規定を分割し、孫に係る規定を第3号として追加しております。その他につきましては文言の整理でございます。同条の第3

項につきましては、扶養手当の額についての改正でありまして、配偶者の手当額1万3000円を6500円に、子における手当額6500円を1万円に改正し、配偶者のない場合における被扶養者1人のみについて加算した手当額とする規定を廃止する改正でございます。なお、附則の部分でご説明いたしますが、扶養手当額の改正につきましては、段階的に行うこととし改正規定が直接適用されるのは、平成30年度からとなります。

次に、下段から8ページ上段、第10条第1項本文につきましては文言の整理、配偶者がいない場合の手当を廃止することによる規定の削除でございます。同項第2号は、第9条第2項の改正による各号の号ずれを改正するものであります。第3号、第4号の削除の改正は配偶者がいない場合の手当を廃止することによるものであり、同条第2項は文言の整理による改正であります。

下段から9ページ上段の同条第3項は、本文で規定していた扶養親族の変更に係る届け出が必要な場合、こちらを新たに各号で規定したことによる各号の追加及び配偶者がいない場合の手当を廃止することによる文言の削除であります。第23条の勤勉手当につきましては、第2項第1号中、職員の勤勉手当の支給率を100分の90を100分の85としまして、6月及び12月の支給月数を同じくする改正であります。第2項第2号につきましても再任用の勤勉手当の支給率を100分の42.5を100分の40としまして、6月及び12月の支給月数を同じくするものでございます。

10ページをお開き願います。附則についてでございます。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は公布の日から施行するものであります。第1条関係の改正は、第23条第2項の規定につきましては平成28年12月1日、別表第1の改正規定につきましては平成28年4月1日から、それぞれ遡及適用とするものであり、第2条関係及び附則第4項の規定の改正につきましては平成29年4月1日から施行するものであります。附則第4項につきましては、扶養手当に関する特例を定めており、改正後の第9条第3項の手当額の改正は段階的に行うこととし、平成29年度におきまして配偶者については1万円、子については8000円とする経過措置であります。また、配偶者のない場合における被扶養者1人のみ加算した手当額とする規定が廃止となりますが、こちらの特例として平成29年度において、子の場合については1万円、子以外の扶養親族の場合は9000円とする内容のものであります。更に、第10条の届け出に関する規定につきましても、本文の改正で配偶者のない場合の手当額の規定が削除されておりますが、平成29年度においては読み替えを行い、経過措置により適応させる旨の内容となっております。前後いたしました。附則第3項につきましては、第1項の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものという規定でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第4号

### 平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第4号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。

平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）。平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5532万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5746万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更及び廃止は、第2表 地方債補正による。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）それでは、議案第4号、平成28年度一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ5532万4000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億5746万9000円とするとともに、地方債の補正を行うものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。13款、使用料及び手数料から21款、町債まで、それぞれを補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計5532万4000円を追加し、補正後の歳入合計額を35億5746万9000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から13款、諸支出金まで、それぞれ補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計5532万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を35億5746万9000円とするものでございます。

次に、4ページでございます。第2表 地方債補正でございます。地方債につきましては、各事業の実施に伴い変更と廃止を行うものであります。町道西光線整備事業は、限度額を480万円から440万円に変更し、大江コミュニティセンター建設事業は、地方債の借入れを行わないものとするものでございます。

次に、5ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、全ての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、全ての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金3650万5000円の増、地方債330万円の減、その他財源7000円の増、一般財源2211万2000円の増となっております。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。13款、使用料及び手数料、1項、使用料、2目、民生使用料につきましては、大江へき地保育所の入所児童数の増加に伴い2万7000円の追加でございます。

次に、8ページでございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金1062万2000円の追加につきましては、障害者自立支援施設等の利用者及び利用の増加に伴う国庫負担分の追加でございます。2目、衛生費国庫負担金につきましては、国保基盤安定負担金の額の確定に伴い39万円の追加でございます。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金14万9000円の追加につきましては、都市再生整備計画事業補助金及びマイナンバー制度に伴うシステム改修費に対する補助金の増減によるものでございます。2目、民生費国庫補助金1652万円の追加につきましては、国の第2次補正予算として、消費税の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的臨時的な措置として行われる、臨時福祉給付金事業に対する補助金の追加となっております。

次に9ページ、15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費道負担金493万6000円の追加につきましては、民生委員活動費の基準単価の増額、後期高齢者保険基盤安定負担金の額の確定に伴う減額、自立支援施設等の利用者の増加など、障害福祉サービス費の増加による増減でございます。2目、衛生費道負担金につきましては、国保基盤安定負担金の額の決定に伴い113万2000円を減額するものでございます。2項、道補助金、1目、総務費道補助金につきましては、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、新おたる農業協同組合が実施する蕎麦用コンバイン及び大型石拔機の導入に対する補助金500万円の追加となっております。3項、道委託金、1目、総務費委託金2万円の追加につきましては、経済センサス調査費及び浄化槽等事務委託金の追加によるものでございます。

次に、10ページでございます。16款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入につきましては、町長住宅の貸付収入8万7000円の追加でございます。2目、利子及び配当金につきましては、各基金の利子の見込みによる22万2000円の減額でございます。

次に、11ページでございます。17款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、11月までの一般寄附金12万円の追加となっております。

次に、12ページでございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1653万7000円の追加でございます。

次に、13ページでございます。20款、諸収入、5項、4目、雑入557万円の追加につきましては、臨時職員の社会保険料、北後志衛生施設組合の還付金、金属売払代金及び派遣職員の住宅敷金返還金の追加となっております。

次に、14ページでございます。21款、1項、町債につきましては、先程の地方債補正で説明した分でございます。

次に、15ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費76万7000円の減額につきましては、給料から共済費までは、議案第1号及び議案第3号の条例改正に伴う職員給料、議員期末手当、職員の期末手当及び勤勉手当、共済費負担金の人件費の追加、16ページでございますが、常任委員会の視察研修及び議会だより発行経費の執行残の増減によるものでございます。

次に、17ページでございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費12万8000円の追加につきましては、育児短時間勤務職員の給与等の減額分及び議案第2号及び議案第3号の条例改正による人件費及び、18ページでございますが、平成29年度新規採用職員に係る試験問題作成委託料の追加、人事評価に係る研修費用の執行残、19ページでございますが、マイナンバー制度に伴うシステム改修負担金の追加の増減によるものでございます。4目、財産管理費31万9000円の追加につきましては、役場庁舎の水道使用料及び10月下旬に札幌市内の公共施設で煙突用断熱材が経年劣化により表面が剝離、落下しアスベストが飛散する問題が発生し、町内におきましても集合煙突を有する9施設について、アスベストの含有及び飛散に係る調査を実施する必要があると判断し、役場庁舎分の調査費を追加してございます。5目、企画費10万7000円の減額につきましては、各事業の実施に伴う執行残によるものでございます。

次に、20ページでございます。8目、諸費74万5000円の減額につきましては、バス運行補助金の精算による執行残でございます。9目、ふるさとづくり事業費13万1000円の追加につきましては、11月までの一般寄附金とふるさと振興基金の利子を、ふるさと振興基金に積み立てるものでございます。2項、徴税費、1目、税務総務費59万3000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び町税

還付金に不足が生じるための追加でございます。

次に、21ページでございます。中段の3項、1目、戸籍住民登録費12万6000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び職員の世帯区分変更に伴うものであります。

次に、22ページでございます。中段の5項、統計調査費、1目、経済センサス費3000円の追加につきましては、道委託金に合わせ消耗品を追加するものでございます。6項、1目、監査委員費1万5000円の減額につきましては、費用弁償の執行見込みによるものでございます。

次に23ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費1359万8000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び、24ページでございます、臨時福祉給付金事業に係る臨時職員賃金等の事務費及び大江コミュニティセンターの電気料の追加、25ページでございますが、大江コミュニティセンター建設事業に係る執行残及び臨時福祉給付金の給付費の追加の増減によるものでございます。下段でございます。2目、老人福祉費15万5000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加、26ページでございますが、中段の3目、老人福祉施設費25万7000円の追加につきましては、いきいき88に係るアスベスト調査の追加でございます。4目、心身障害者特別対策費2314万4000円の追加につきましては、施設入所者入所支援及び就労移行支援の利用者の増加等により、障害福祉サービス費、扶助費に不足が生じたことによるものでございます。5目、国民年金事務費につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費9万7000円の追加でございます。

次に、27ページでございます。中段でございますが、6目、後期高齢者医療費90万7000円の追加につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の平成28年度の療養給付費の決定に伴う精算負担金及び、保険基盤安定繰入額の決定に伴い、後期高齢者広域連合繰出金の減の増減によるものでございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費757万9000円の追加につきましては、大江・銀山両へき地保育所運営に係る平成27年度国庫負担金の返還金の追加、28ページでございますが、4目、保育所費47万5000円の追加につきましては、大江へき地保育所の水道料及び児童数の増加に伴う指定管理料、施設備品購入費の追加、にき保育園のアスベスト調査費用の追加によるものでございます。

次に、29ページでございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費155万2000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加でございます。

30ページでございます。負担金補助及び交付金につきましては、余市協会病院救急医療体制維持補助金の追加、国民健康保険繰出金の減額などの増減によるものでございます。4目、環境衛生費197万2000円の減額につきましては、ゴミ処理管理施設にかかる水質検査手数料を初めとし、31ページまで、各種事業完了に伴う執行残を減額するものでございます。

次に、32ページでございます。5目、上水道費につきましては、簡易水道特別会計への繰出金12万2000円の追加となっております。

33ページでございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費19万1000円の追加及び、2目、農業総務費37万6000円の追加につきましては議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加によるものでございます。

次に、34ページでございます。中段でございますが、3目、農業振興費335万1000円の追加につきましては、鹿用電気柵購入に係る執行残、地域づくり総合交付金を活用し新おたる農業協同組合が実施する蕎麦用コンバイン及び大型石抜機の導入に対する補助金の追加でございます。5目、山村振興施設費28万1000

円の追加につきましては、山村開発センターの施設修繕に伴う指定管理料の追加及び山村開発センターのアスベスト調査費用の追加でございます。

次に、35ページでございます。7目．農用地再編開発事業費につきましては、フルーツパークにきのアスベスト調査費用25万7000円を追加するものでございます。

次に、36ページでございます。7款．1項．商工費、1目．商工総務費5万6000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加でございます。2目．商工振興費につきましては、北後志観光連絡協議会の負担金1万5000円を追加するものでございます。

次に37ページ、8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費につきましては、議案第3号の条例改正に伴う10万4000円の追加でございます。2目．土木機械管理費につきましては、車検整備手数料の執行残30万5000円の減額でございます。2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費12万6000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正による人件費の追加及び、38ページでございますが、道路愛護組合報償の執行残の増減によるものでございます。下段の2目．道路維持費につきましては、町道舗装補修事業等の執行残20万2000円の減額でございます。

次に、39ページでございます。4目．道路新設改良費は、町道西光線の調査設計委託料の執行残42万2000円の減額でございます。3項．河川費、1目．河川総務費につきましては、執行残1万1000円の減額でございます。4項．住宅費、1目．住宅管理費107万2000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正による人件費の追加及び、40ページでございますが、町営住宅の修繕費に不足が生じるため修繕費を追加するものでございます。

次に、41ページでございます。9款．1項．消防費、3目．災害対策費につきましては、被害施設の案内標識設置工事の執行残15万円の減額でございます。

次に、42ページでございます。10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費36万9000円の減額につきましては、議案第2号及び議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び、43ページでございますが外国語指導助手招致事業及び育英奨学金給付事業の執行残の増減によるものでございます。

次に、44ページでございます。2項．小学校費、1目．学校管理費につきましては、小学校2校のアスベスト調査費用52万1000円の追加によるものでございます。3項．中学校費、1目．学校管理費37万3000円の追加につきましては、中学校2校のアスベスト調査費用の追加及び清掃委託料、ボイラー中央監視装置入替工事等の執行残の増減によるものでございます。4項．社会教育費、1目．社会教育総務費につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費9万5000円の追加でございます。

次に、45ページでございます。中段でございますが、5項．保健体育費、1目．保健体育総務費につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費26万9000円の追加、46ページでございますが、各種スポーツ大会の参加報償に不足が生じたので、報償費の追加を行うものでございます。下段でございますが、2目．体育施設費49万9000円の減額につきましては、町営プールに係る臨時職員及び清掃委託料の執行残によるものでございます。

次に、47ページでございます。3目．学校給食費483万8000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加及び学校給食センターの機械器具及び施設維持修繕の追加、48ページでございますが、学校給食センターのプレハブ冷蔵庫の冷却機に不具合が生じているため、冷却器及び配管の取替工事を実施するものでございます。

次に、49ページでございます。13款．諸支出金、1項．基金費、1目．財政調整基金費9万4000円の減額、2目．減債基金費12万8000円の減額、4目．土地開発基金費1000円の減額につきましては、それぞれ利子が決定しましたので利子分の積立金の減額でございます。51ページ以降は補正後の給与費明細書でございます。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

予算書の19ページ、2款．総務費、1項．総務管理費の中の13節．委託料ということで、今回、行政報告でもそれぞれご説明がありましたけれども、調査点検委託料ということで、アスベストの調査委託料ということでございますけれども、今回、実施する施設はそれぞれありますけれども、実施されない公共施設はなぜしないのか、それと調査内容について、もう少し具体的にお尋ねをいたします。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今の佐藤議員からのご質問にお答えいたします。まず、今回実施する施設、しない施設この部分でございますけれども、以前、平成16年か17年ぐらいたと思います、正確なちょっと年度をはっきりとこちらでも押さえていないんですが、そのころにですね、このアスベストの問題が大きく取り上げられまして、町の各施設の天井ですとか壁の断熱材にアスベストを使っているものがあるということで、全国的にその調査が入りました。その中で、私ども仁木町の施設も調査をかけまして、1か所のみ現在の銀山の生活改善センターなんですけど、あそこの天井にアスベストの吹き付けを使っていたということで、それに対しまして平成17年にですね、天井に吹き付けられているアスベストの封じ込め、更には、その後から天井材を付けての囲い込みということで対策を生じているということでございます。そのときに煙突というようなものの材質に関しましては、石綿セメントというそういうようなものの煙筒の材料ということで、それに関しては先程の行政報告中にもちょっとありましたけれども、実際に製品として出ているもので、完全にセメントの中に固められているということで、飛散はその状態ではしないと、ほとんどないということで、調査対象外だったんですね、それで前はその分をしていなかったと。他の部分に関しては、前回もう既にやっていますよということで、今回は、その煙突材が経年劣化に伴って剝離したりすることによって、中の石綿の部分が出てきてしまっていると、それでそれが飛散するということが札幌等で問題になったと。それに対して、仁木町といたしましても、北海道教育庁からの学校施設に対しての調査ということでの通知が入ったのに合わせて、この機会に役場の持っている施設すべてについて、みんなでもう1回見直そうということで、今回調査をさせていただきました。その中で、この煙突材というのが、カポスタックとかいう商品名で言うとそういうようなものがあるんですけども、こちらの方は集合煙突、ボイラーとか大きなものを使ったときの煙突に使われるもので、例えば個人の住宅の煙突ですと素焼きの土管など、レンガと同じような赤茶色のものですね、そういうものを使っているということで、そういうものは対象にはならないと。そのボイラー等で使っている、石綿を使っている可能性のある石綿セメント、そういうものでできている、そのカポスタックというようなものですか、またそういうその手の煙筒材そういうものについてですね、今回、図面上でまず調査をさせていただきました。こちらの方で、役場の方で調査した中で、可能性があるということで上げられた施設が9施設あったということでございます。その9施設に対して今後どのような調査をしていくのかということでもありますけれども、

まず最初に業者、専門の資格を持った業者さんがいらっしゃいます。そういう業者の調査員の方に、目視調査ということで煙突の上から、また、煙突の下の灰などの取り出し口そういうようなところからですね、中をカメラ等でのぞいてもらうということで、実際に劣化しているかしていないか、まず、その調査が第1段階として9施設全部に対して行います。その調査を行った中で、劣化している、そういう疑わしいものが下にこぼれているというような施設に対しては、次の段階として材料分析調査というものを行います。材料分析調査の結果、アスベストが含まれているということになりますと今度第3段階として、実際にボイラー等を焚いた状態で、それが煙ですとか熱気と一緒にですね、空気中に飛散されるかどうか、その量はどれぐらいなのかということでの飛散分析調査という調査がございます。実際には、この3段階の調査を、もしアスベストが含まれているものであれば、すべてやらなければいけません。ただ、町の方として最初から劣化もしていないのに、3段階まで全部まとめたの調査ということにはなりませんので、まず、第1段階として劣化しているかどうかという目視調査をします。それが終わった段階で、劣化されている部分だけ、そういう施設だけを今度集めて第2段階として分析調査を行うと。それで、アスベストがあったという施設に対してのみ今度は、その飛散の調査ということで3段階での調査を行っていく。ただ、窓口としては、まず最初は私どものところ、そのあとは実際にそのアスベストがあった施設を持っている課同士の中でですね、どこか1か所が窓口となって契約をして進めていくという形で、だんだんふるいにかけていくというような形のイメージをとってもらえばいいと思うんですけども、そういう形での調査をするということで今回計上させていただいております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）大変詳細なご説明ありがとうございます。よくわかりました。それで、先程も課長の方からありましたように、これ調査する時にですね、第3段階目なんですけれども、札幌の方ではボイラーを止めたまま、ボイラーを焚かないで止めたまま調査をしたと、それは全然意味がないという話で、今回、今課長の方からご説明がありましたので、ボイラーを焚いた状況で、稼動した状況で調査するというので聞きましたので、安心したところでございます。それで、この調査のですね、委託方法なんですけど、先程ちょっと触れていましたけれども、それぞれ施設に個別で発注するのか、あるいは1つにまとめて発注するのか、後で分割支出といいますかそうするのか、その辺のところを、経費率の関係もありますので、その辺のところをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今の契約の関係ですけれども、佐藤議員仰せのとおり、すべてまとめてですね、その3つの調査がありますので、3つの契約に順次なっていくことにはなるんですけれども、それぞれの調査に対しては、すべてまとめて1つで契約をいたします。その中で支出分割という形をとらせてもらいたいと思っています。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）よくわかりました。ありがとうございます。

それで、次にですね、24ページの民生費の1項、社会福祉費の中の11節、需用費、この中に大江コミュニティセンターの電気料の補正ということで載ってございますけれども、ちょっと私もちょっとこの辺、ちょっと記憶が定かでないんですが、この施設は指定管理者で運営されていると思うんですが、当初にこの契約の中で、電気料が含まれていたのか、その辺の今回補正する根拠、それと年間どの程度、最終的に

かかるのか。その辺のところをですね、ちょっとお聞きしたいと思います。また旧施設、今まであった古い施設との電気料の差額、どの程度差があるのか、その辺もしわかれればお尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今の、大江のコミュニティセンターの電気料に係るご質問にお答えしたいと思います。まず、この電気料なんですが、指定管理の料金の中には含めておりません。今回はですね、新しい施設ということで年間にどれだけ電気料がかかるかというのが、設計段階でおおよそ幾らというのは、はじけるんですけども、実際の使用回数ですとか、また、その中に置く電気製品等でも変わってくるといことで、はっきりとした数字が出ない中で指定管理者に、その金額を定めさせるということも難しいので、今回28年、29年2か年の指定管理となっていますが、この2か年の間は、町で電気料また水道料というような光熱水費は持つと、それで次回の指定管理のときに、その2年間の実績を基に指定管理料の中にですね、積算して含めるということ考えております。電気代の使用量、この部分に関しましては、前の施設というか大江の生活改善センターのときの電気代というのは、ちょっと私の方ではデータを押さえていませんでした。申し訳ございません。ただ、今回の施設は、前回の施設と比べますと、やはりいろいろトイレにパネルヒーターを置いているですとか、周りも玄関のところも凍結防止のそういうヒーターが入っているですとか、冬に関しては非常にそういうものが多いと。また、施設の中の電気に関してでもですね、例えばホールなんかで照明ですとか、いろいろなものが前回以上に多く使われております。舞台設備というようなものもありますので、今回の方が電気代がやはりかさんでくるということを押さえておりました。実際の電気料なんですが、大江のコミュニティセンター、11月末の時点で執行をしている分、予算としてはもともと30万2000円という額を組んでいたんですが、もう既に20万円ちょっとかかっていると。これから冬、更にですね、ヒーターですとかいろんな部分で、電気を食う部分が増えてくると思います。それに対して、この後、我々の方の試算では、まだ20万円ほどかかるんじゃないかということで、今の残っている部分、それに、このあと使う部分との差額分として今回ですね、10万5000円という額を計上させていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

よく今の話で、だいたい年間40万円ぐらいかかるということだと思います。それで旧施設、生活センターの方との比較ですね、それも後程、精査されて、どの程度違いが出るのか、それはまた時期を改めてお聞きしたいと思います。

次に38ページ、土木費のこの中の道路橋りょう費の報償費、この謝礼金の中で、道路愛護組合の報償費が2万7000円減額になってございますけれども、現在、幾つの団体が実施されているのか、それで今回その中の1団体、あるいは2団体が今回実施されなかったのか、それによる減額補正なのか。それで、もしそのされなかった団体があるのであれば、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）この道路愛護活動報償金につきましては、道路愛護活動の団体数につきましては、平成27年度と同じ24団体でございました。予算計上の段階では、毎年ちょっとプラス1くらいを計算して25団体くらいということで予算計上してございまして、1団体増えても大丈夫なようにという計上の仕方はしているんですけども、実情は毎年ほぼ24団体という結果に終わっていて、毎年少しだけ減額補正させ

ていただくという形になっているものでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それであれば、実際予測しないで、とりあえずあるだろうなという見込みで、これは計上したと思うんですが、それであれば、はじめからこういうのはしない方が良いんじゃないかと思うんですね。それでどうしても必要が出た段階で補正しても私は構わないと思います。その辺は町長ともですね、今後のそういう分について、他の科目もあると思うんです。とりあえず予備費的に、こう組んでおこうというやつがあると思います。それも含めてですね、町長、今後の予算計上にあたっては十分検討してほしいと思います。

同じく40ページ、同じく8款、土木費の住宅費の中の修繕費、これが今回99万2000円補正してございますけれども、この時期にしては結構な金額だと思うんです。この内容について、もう少し具体的に補正内容について理由をお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）この件につきましてはですね、特別な修繕を行うための補正ではなくて、町営住宅の通常の維持修繕に係る不足見込み額の計上でございます。本年度の修繕費はですね、予想以上にかかっておりまして、現計予算額267万4000円に対して、今日現在の予算残額は11万4000円という状況になってございます。そのため、1月から3月までの過去3か年の修繕実績を踏まえ、試算をし、不足見込み額を99万2000円と算出してございます。修繕費が増えた主な要因を少しだけご説明させていただきますと、現在まで6軒の退去があり、そのうち3軒が3LDKでございました。その3LDK全部屋の壁クロス張替え等により、退去関連6軒で101万3000円と大きな支出となってございます。また、その他、主に水回り関係の機器類老朽化に伴う一般的な修繕が37件、154万7000円とこちらも増加傾向となっていることが要因というふうに捉えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に質疑はありませんか。上村議員。

○8番（上村智恵子）8番・上村。

34ページの負担金補助及び交付金なんですけれども、これは銀山地域だと思うんですけれども、この蕎麦の面積というのは増えているんでしょうか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）銀山地区の蕎麦の面積について、ご説明いたします。平成28年度につきましては、蕎麦全体の生産者がJA管内で33軒でありまして、そのうち27軒が銀山地区でありました。平成27年は25軒でありましたので8軒の増となっております。作付面積は平成28年が81畝で、うち62畝が銀山地区と昨年度、平成27年度銀山地区が51～52畝でありましたので、年々増加してきている状況ということになっております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今まで、この機械というのはなかったんでしょうか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）以前と言いますか、平成27年度に攻めの農業で蕎麦用コンバインを購入をしております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）そうしたら、この2台のコンバインは銀山の農協で保管しているということになるんですか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）はい、そのとおりです。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にありませんか。6番・林議員。

○6番（林 正一）6番・林。

19ページのマイナンバーカードのことなんですけれども、現在は何名ぐらいの町民の方がマイナンバーカードを作られているんですか。それと職員も作られている方がいると思うんですが、どのぐらいですか教えてください。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今のご質問なんですけど、申し訳ございません、今ちょっとですね、手元にデータを持っていないので、後程お答えしたいと思います。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 2時41分

---

再 開 午後 3時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

休憩前の林議員の質疑に対する答弁が残っておりますので、これを求めます。嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）休憩をいただきまして、ありがとうございます。

先程のご質問ですが、個人番号カード、マイナンバーカードを仁木町内で今持っておられる方、この数はわかりました。225名の方に、今発行するということですね、町の窓口からお渡しする段階での枚数ということになっております。他の部分に関しまして細かい情報になりますと個人情報になるので、申し訳ないですがその枚数の部分だけのお答えとさせていただきます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に質疑はありませんか。7番・水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田です。

26ページ、心身障害者特別対策費の中で2300万円ほど補正を組まれておりますけれども、この内容についてちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今の水田議員からのご質問ですけれども、今回の補正の予算書の26ページのところの、障害者の福祉サービス費等扶助という部分だと思います。そちらの方はですね、歳出2314万4000円これはですね、実際に障がい児のための通所支援ですとか、障害自立支援給付そういう部分の合計となっております。それで、実際の内容といたしましては、知的の方の施設入所ですとか、身体障がいの方の施設入所、又は、生活介護、医療にかかる療養介護、また就労移行支援、障がいのある方が仕事をするですとかそういう部分での援助、また共同生活の部分、あと居宅介護、短期入所、同行援護そういった支援の部分、それと、そういう計画、そういう支援をするための計画を作る計画相談の部分、また、障がい児の方の放課後デイサービス、それらいろいろ現在ですね、利用されている方がおります。それが当初の予定よりもですね、非常に増えたということで、今回補正させてもらっているということでございます。細

かい人数まではよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田です。

非常にいろいろな事業の中で大変なこともあると思うんですけども、これまでの当初予算を見ますと、2億6500万円程度だと、その中で補正が今回2300万円ということであればね、事業全体の中ではかなりのウエイトが補正で組まれているということになるわけですよね。そして、今の説明の中ではいろいろなことをやっておられるんですけども、実質的に、現時点で人数はかなり増加したというようなことなのかどうなのか、それともその支援内容が大幅に変わったということなのかどうか、その辺のことをちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）それぞれの支援サービスそういう事業のですね、人数としましては、当初予定していた人数が211名の方、それがですね、補正後213名、ほとんど変わっておりません。支援の内容として、障がいの方が変わった方、また、いろいろな施設入所ですとかそういうことですね、支援する部分が増えたということでございます。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）そうすると、内容が変わったということであれば、当初の計画の中で、今年度に入って、非常に例えば、道だとか国だとか、そういった観点の中から、その内容が変わってきたということなのか、もともとこの時点ですとね、当初予算以降にね、町がそういう内容を把握しながら変更していたということなのか、その辺についてちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）こちらの方は、国・道から何かその内容がというのではなくて、実際に利用されている方が、例えば今までは割と症状が軽かった方が透析をするですとか、いろいろそういう部分で1か月にかかる医療費等もですね、すごいね上がっている方もいらっしゃるんですね。そういう部分で予想が付かない部分で増えてしまったということでございます。ただ、担当課としては、今の高齢化社会の中では今後もですね、こういうのは増えていくのかなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）よく理解いたしました。ありがとうございます。

それではですね、次に34ページでございますけれども、農業振興費の中の有害鳥獣駆除対策経費の中で164万9000円程度減額されておられるわけですけども、このことについてはどうなのでしょう。非常に仁木町もいろいろな有害鳥獣の被害が多いと思うんですけども、これ減額されたという理由はどういうことなんですか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）この減額の理由でございますけれども、平成28年度の当初予算におきまして、鹿用電気柵400mのワイヤーを3段張り、そしてバッテリーと太陽電池付き、これを15セット買う予算として当初予算額283万8000円ほど計上していたわけでありまして。これにつきまして、入札を行った結果、入札の落札額が115万4304円ということで、当初予定価格としておりました241万9200円に比べましても、50%以下とかなり低い落札額で落札したということで、その部分の執行残ということで164万9000円を減額したも

のであります。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）よくわかりました。非常に良い結果を出したというふうに思っております。

それでは次にですね、34ページですけれども、ここに蕎麦製品化機械導入補助事業ということで500万円を計上しております。これは本町も銀山地区では相当蕎麦の作付面積が増えておられるということですが、町としてはですね、こういう補助金を導入するということになれば、蕎麦の安定化栽培という形に向かっていくんだらうと思いますけれども、そういったような施策というのは、町として考えておられるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）銀山地区の蕎麦の部分でありますけれども、先程の違うご質問の中で答弁したとおり、面積的にはどんどん増えてきている状況にあります。また、生産者の方ではですね、銀山蕎麦研究会というものが発足されておまして、今後も蕎麦につきまちは重要な作物になっていくということで、今回の地域づくり総合交付金の中で機械も増強しているわけありますので、町としてもですね、蕎麦の部分はそういう状況であります。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）今の件に関連しまして、私の方から一言お答えをしたいと思います。銀山地区がどんどん今、蕎麦の面積が増えております。これは、銀山地区を今度、蕎麦一色にしようという考えで増やしているわけではなく、国の政策で水田にお米をあまり作らないで他の作物に変えていきなさいという制度がありまして、その中で1番有利といいますか、蕎麦は作りやすいですし、コンバインで刈って処理もしやすいということで、それも相まって蕎麦が今増えてきているのが現実であります。将来も仁木町は蕎麦1本でだとか、蕎麦を相当数増やすというところまではいきませんが、泉谷課長が先程答弁で話したとおりですね、蕎麦も確かに町内で愛好会ができたり、そういうことで量もですね、結構今以上に食べられる、あるいは作られるということは考えられますけれども、考え方としてはそういうことなので、ご理解願いたいと思います。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）はい、良くわかりました。

それではですね、38ページ、先程、佐藤議員の方からも質問がありましたけれども、この道路愛護組合の内容についてですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。先程、全町で何十組合かあるということなんですけれども、この関係についてですね、町がどのように評価されているのか、その辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）只今のご質問の道路愛護組合報償の関係でございますが、まず、道路愛護活動に対する目的といたしましては、住民の道路愛護精神の高揚を図り道路環境を保全するためということで、予定している実施内容といたしましては、町道の草刈り及び側溝清掃でございます。対象実施団体としては、例年町内会を予定しておまして、それに対する報償金というのがございまして、1町内会当たりの年間限度額を現在は2万5000円というふうにしております。その2万5000円に満たないものに関しましては、町の方で草刈りとか側溝清掃の基準額を毎年算出しておまして、その基準額に基づいて支出してい

るというものでございます。町の方として、この道路愛護活動に関してどのように考えているかというようなご質問でもございましたので、こちらに関してはですね、道路の維持管理に関して、すべて建設課の方でやるというだけではなくて、町内会皆さんで道路環境を保全していただくという趣旨がございますので、その辺は非常にありがたい活動かなというふうに捉えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）これは何十箇所かそういうことで定着されているということですが、やはり今、課長が説明の中にあつたようにですね、やはり町民一人ひとりが地域の自分たちが使用する道路については、愛着を持ったり、そうして、やはりその町民がですね、愛護精神の下に道路を大事に使っていくんだということを踏まえたらですね、これは非常に良い内容の事業ではないかなと思うんですよね。そして、なかなか定着するという事は難しい、いろいろな面もあると思うんですけれども、それをやはり今後1か所でもですね、多くなるような形で町も推進していかれたらいいかなものかというふうに考えますけれどもね、その辺については、今後どういうふうな考えなのかちょっとお聞かせ願えれば。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）議員がおっしゃるとおりですね、確かに昨年も今年も24の町内会しかやっておりませんで、やっていない町内会も多少ございます。今、議員の仰せられたそのご意見、もっと増やすべきじゃないかということに関しましては、おっしゃるとおりかなというふうに考えてございますので、今後1町内会でも増やせるような方法をですね、お約束はできませんけれども、まずは検討からはじめたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）一般的に草刈りが多いんではないかなと思うんですけれどもね、特に草刈りということになれば、春に1回とかという町内会もあると思うんですよね。そして秋のお祭りころにですね、1回刈られると。私は非常に考えているんですが、側溝の面では秋に豪雨があつたときに非常に道路に水が氾濫するという現状もあるわけですが、やはりその側溝もですね、その辺のその位置付けをですね、できないものなのかなとこのように思うんですけれども、その辺の豪雨なんかになるとね、町道に水が溢れたりするという、そういう被害の状況なんか、かなりあるのかどうかね、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）基本的には側溝、道路もそうなんですけれども側溝清掃等に関しましても建設課職員がパトロールをいたしまして自らやったり、若しくは業者に委託をしてできるだけ流れが阻害されないように、きちんと管理しているつもりではございますけれども、やはり、たまに目の行き届かないときもございますので、すべて完璧かと言われるとそうではないですけれども、一応、建設課としては努力しているつもりではございます。町内会の方々に、側溝も全部清掃していただきたいというようなお願いもですね、なかなかこちらから積極的にできないものですから、あくまでもですね、環境を保全するための道路愛護の皆様の精神に基づいて、ちょっとやっていた部分がございますので、その側溝清掃に関して、ここもお願いしますというようなお願いはちょっとできかねるんですけれども、豪雨のときはですね、側溝があふれて多少被害があることは過去もあつたかと思うんですけれども、今現在ですね、今現在と言いますか、私どもといたしましては、できるだけそういう被害がないようにパトロールも強化し

てやっているつもりでございますし、できる範囲内で進めているということで、ちょっとご理解いただきたいなというふうに存じます。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）只今の岩佐課長の件について、補足でありますけれども、町内会で町道の草刈りだとかですね、そういうものについては報償金をもらえるんですけれども、側溝も入っております、結構かなりの町内会が側溝の掃除をしているんですよ。それは、仁木の消防支所の消防車をこちらが借りるのでなく、彼らに手伝ってもらってですね、相当、隅から隅まで、私のところは中央第2町内会ですけれども、ポンプ車で5～6回もまわりますかね、やっていますから、他の町内会もやっていますので、ある程度広い町内の中ではですね、そういう側溝もきれいにやっています。中央2のことをちょっと私言いましたけれども、うちの町内会のことを言いましたけれど、春と秋と2回やっているんですよ。そういうところも増えてきていると思いますので、それは町民にそういうところを見てもらったり、あるいは周知しながら、町民の協力なしには、なかなかこれは行き届かないと思いますので、その辺もまた指導していきたいなと思っています。以上です。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）今、副町長から説明があったんですけど、非常にいいことをやっておられるなど、そういうことがやっぱり末端の町内会で良く理解されていない部分がある、私はかなりあるのではないかなと思うんですよ。そういうことが、ある程度情報としてね、やっぱり町、あるいは地区の町内会あたりが共有されると、まだまだ自然的にそれが増えていくんだろうという気がしますんでね、その辺の情報提供も今後の課題として、ひとつよろしくお願ひしたいなと、このように思いますけれども、以上です。

○議長（横関一雄）答弁はいりませんか。他にございませんか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

同じく39ページの8款、土木費の中で4目、道路改良費の中の設計委託料の関係でちょっと質問させていただきます。まず、ここ近年、最近、自前で、直営で測量設計されて工事されたという経緯はあるでしょうか。お尋ねします。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）私が建設課に来たのが、平成26年度なんですけれども、今年で3年目になるんですけれども、私が来てからの一応3年間ではございません。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）かく言う私も職員時代はですね、後半は、ほとんどコンサルに委託したという経緯がございます。それで、古い話ですけど、昭和50年代は職員もおりましたので、直営で測量し、そして、測量・調査・設計まで行って発注したものです。それで、これは町長にお聞きしたいんですけれども、先だってニセコ町の議会報告会に行ってきました。その中で、やはり技術者がいないというんです。ですから、緊急時に測量なりそういうものが対応できる人がいないという状況もニセコ町もそうだそうです。今後を考えるとですね、やはり何が起きるかわからない時代ですので、やはりこれからもし、人員的に許せる範囲で、自前でやっぱり測量して、基本的な部分、測量をして設計まですると、ある程度そういうものを技術的な部分を理解できるんですよ。ただ業者に、コンサルに丸投げするということは、非常にやっぱり、これからまずいのかなど。やはり、せっかく優秀な技術屋を採用しているんですから、その辺はやっ

ぱり技術スキルを保つためにも、それは、今後、やはり対応していくべきじゃないかと私は思うんですね。町長どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員おっしゃるとおりですね、大変今、技術職を持つ職員がですね、非常に不足しているというのは、本町に限らずどこの地域でも同じような現状に追い込まれている次第であります。おっしゃるとおり有事が発生した場合に、又は万が一のときにですね、それに対応できる職員が各地域でいるのかという部分ではですね、正直なところ、そこまで対応できるような十分な職員の数というのがですね、なかなか難しいのではないかとこのうに我々も感じているところであります。今後は、技術職員をですね、採用するというのも含めて、うちの職員の体制のあり方というものを含めて、今考えなければいけない時期に来ているのではないかなというふうに思います。技術職員は入ったとしても、当然技術職として力を発揮することもできますし、事務職員としてもなりうる可能性がありますから、そういう意味ではやはり専門的な技術、これは建設課だけに限らずですね、そういった部分で職員採用の際のあり方についてもですね、今後、検討しなければならぬといううに我々も考えておりますので、今後、職員採用にあたり、そういった部分を考慮した上で検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ぜひ、やはりそういう部分をですね、そういう職員を育てていくという部分もありますのでね、私は前からその辺のことは町長にお願いしてあるんですが、やはりこれからはものごとがわかって、それで発注するのがいいんです。わからないで、ただ机上で、今、全部システムで数字だとか入れれば、もうその設計書ができますからね、それでもって発注できますから、ですから、本当の意味がわかってやっているのか、その辺をきちんとやはり理解した上でやはり、そういうものを発注してほしいなと思っております。その辺ぜひ、私も微力ですけれども、もともと測量屋の端くれでございますので、何かあればお手伝いできるのかなということでございますので、ぜひ、前向きにその辺は検討してほしいと思います。答弁よろしいです。

○議長（横関一雄）他にございませんか。よろしいですか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

## 平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第5号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。

平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5341万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第5号、平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ515万1000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ2億5341万円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、財産収入から6款、諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計515万1000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億5341万円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費と5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計515万1000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億5341万円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで全ての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、その他財源2000円の増、一般財源514万9000円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金は、国保財政調整基金の利子2000円の追加でございます。

次に、6ページでございます。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金は、1目、保険基盤安定繰入金の交付額の決定に伴い98万8000円の減額でございます。2目、一般会計繰入金は、国保財政安定化支援事業の額の確定に伴い44万1000円を減額するものでございます。2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、財源調整のため1321万9000円を減額するものでございます。

次に、7ページでございます。6款、諸収入、3項、1目、雑入は、平成27年度の後志広域連合の決算に基づく負担金の精算に伴い1979万7000円の追加でございます。

次に、9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般

管理費12万8000円の追加は、議案第3号の条例改正に伴う人件費及び職員の時間外勤務手当の追加でございます。

次に、10ページでございます。2目、広域連合負担金は、後志広域連合への負担金に不足が見込まれますことから502万円を追加するものでございます。

次に、11ページでございます。5款、1項、1目、基金積立金は、国保財政調整基金の利子3000円の追加でございます。

13ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で国民健康保険事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第13 議案第6号

### 平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第6号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。

平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7337万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

こちらにつきましても、岩井財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第6号、平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ21万4000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ3億7337万6000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金と5款、諸収入を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計21万4000円を追加し、補正後の歳入合計額を3億7337万6000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費と2款、施設費を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計21万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を3億7337万6000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、全ての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、全ての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、その他財源9万1000円の増、一般財源12万3000円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金は、12万2000円を追加するものでございます。

次に、6ページでございます。5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料、2目、加算金は、目を新設し1000円を計上するものでございます。3項、1目、雑入は、消費税及び地方消費税還付金を9万1000円追加するものでございます。

次に、7ページでございます。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、議案第3号の条例改正に伴う人件費8万6000円の追加でございます。

次に、8ページでございます。2目、維持管理費は、財源内訳の変更でございます。

次に9ページ、2款、1項、施設費、1目、施設管理費は、議案第3号の条例改正に伴う人件費12万8000円の追加でございます。

11ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で簡易水道事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第14 議案第7号

### 平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。

平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6205万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第7号、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額からそれぞれ78万円を減額し、合計額を歳入歳出それぞれ6205万5000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、歳入総額から補正額の合計78万円を減額し、補正後の歳入合計額を6205万5000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費と2款、後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出総額から補正額の合計78万円を減額し、補正後の歳出合計額を6205万5000円とするものでございます。

次に3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで、全ての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、全ての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、一般財源78万円の減となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金は、北海道後期高齢者広域連合納付金の決定に伴い、1目、事務費繰入金が26万6000円の減、2目、保険基盤安定繰入金が51万4000円の減額でございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、議案第3号の条例改正に伴う5万5000円の追加でございます。

次に、8ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者広域連合納付金は、北海道後期高齢者医療広域連合の納付金の決定に伴い85万5000円の減額でございます。

9ページ以降は、補正後の給与費明細書でございます。以上で後期高齢者医療特別会計の補正予算を終わります。最後のページでございますが、8ページでございますが、2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、北海道後期高齢者医療広域連合納付金の決定に伴い83万5000円の減額となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第8号

### 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15号、議案第8号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。

仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について、仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第8号、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。平成28年度税制改正に伴う地方税法の一部を改正する法律及び所得税法の一部を改正する法律については、本年3月29日に成立し3月31日に公布されました。このことに伴い、仁木町税条例及び平成27年に改正いたしました、仁木町税条例等の一部を改正する条例におきましても改正する必要性が生じたことから、両条例につきまして改正を行うものであります。条例改正につきましては、第1条といたしま

して、仁木町税条例の一部を改正する条例。第2条といたしまして、平成27年条例第17号の仁木町税条例等の一部を改正する条例となっております。

改正の主な要旨をご説明いたします。1点目といたしまして、地方税法の改正に伴い、修正申告書の提出や増額更正があった場合における町民税について、一定の要件を満たしている場合、延滞金の計算期間から一定期間を控除して計算するための改正でございます。2点目といたしましては、地方税法の改正に伴い、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の追加でございます。3点目といたしましては、我が町特例の規定の追加でございます。地方税法の改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例を定めるもので、地方税法の定める範囲内で地方団体が地域の実情に応じて、特例措置の期間や課税標準とする割合について定めるもので、地方税法において参酌することとされている割合を条例で定めているものでございます。4点目といたしましては、所得税法等の改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等を有する者に対し、当該特例利子等の額又は当該特例配当等に係る所得を分離課税とするための改正でございます。

それでは、改め文の朗読を省略いたしまして、新旧対照表によりご説明いたしたいと思っております。改め文11ページの次のページでございます新旧対照表をお開き願います。右側が改正前で左側が改正後の条例となっております。アンダーラインを付しているところが改正箇所でございます。第19条でございますが、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金についての規定でございます。第19条第1項、第2号及び第3号で定めておりました法人町民税の延滞金の規定について、第5号及び第6号におきまして、改めて延滞金の計算における期間の規定をしているものでございます。

次に、2ページをお開き願います。第43条につきましては、普通徴収に係る個人の町民税の賦課分の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収についての規定でございます。第1項から第3項までは文言の整理となっております。

3ページでございます。第4項につきましては、所得税の修正申告書の提出、又は税務官署がした所得税の更正に伴う延滞金の計算基礎となる控除期間を規定しているものでございます。下段の第48条でございますが、法人町民税の納付申告について定めているものでございます。第3項及び第4項は文言の整理でございます。

次に、4ページでございます。下段の第5項を追加し、修正申告書の提出があった場合における延滞金の計算基礎となる控除期間を規定しているものでございます。

次に、5ページでございます。第6項及び第7項につきましては、第5項の追加に伴う項の繰り下げでございます。

次に、6ページでございます。第50条につきましては、法人の町民税に係る不足額の納付手続についての規定であります。第2項及び第3項は文言の整理でございます。下段の第4項についてであります。第48条の法人町民税の納付申告と同様に第4項を追加して修正申告等の提出があった場合における延滞金の計算基礎となる控除期間を規定しているものでございます。

次に、7ページでございます。中段の第56条でございますが、これは固定資産税における非課税適用を定めているもので、独立行政法人 労働者健康安全機構を非課税の適用に追加するための改正でございます。

次に、8ページでございます。第59条につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の整備ござい

ます。附則でございますが、第6条を改め、特定一般用医薬品に係る医療費控除の特例を規定しています。平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、その年内に健康増進や疾病予防対策を行った方が、特定一般医薬品等の購入費を支払った場合における医療費控除の特例で、医薬品購入額年間10万円が限度でございますが、このうち1万2000円を超える額を所得控除できる制度の創設でございます。なお、この規定につきましては、従来の医療費控除との重複ができませんので、申告の際どちらかを選択することになります。下段でございますが、第10条の2でございます。第10条の2を第10条の3とし、第10条の2に、地方税法附則第15条第2項第1号の条例で定める規定を追加するものでございます。固定資産又は償却資産に係る固定資産税について地方税法の定める範囲において、地方団体が地域の実情に応じて、特例措置の期間や割合を条例で定めるもので、課税標準となるべく価格にそれぞれ各項に掲げる割合を乗じて得た額とするものであります。本町における割合につきましては、すべての項におきまして地方税法で参酌することとされている割合と同じ割合としております。第1項から次のページ、第19項までそれぞれの割合を定めているものであります。

9ページでございます。下段でございますが、第20条の2につきましては、第20条の2を第20条の3といたしまして、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を追加するものであります。所得に対する租税に関する日本と台湾で二重課税の回避のため、日台民間租税取決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税措置等に関する法律が一部改正されたことに伴い、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税については、日台民間租税取決めが適用され、源泉徴収等を通じた課税ができなくなるため、申告等に基づく課税を行うための改正でございます。12ページまでとなっております。

12ページの第20条の3は法律改正に伴う、引用条文の整備及び文言の整理を行っているものでございます。14ページまででございます。

次に、15ページをお開き願います。第2条関係の新旧対照表でございます。第2条関係につきましては、平成27年第4回仁木町議会定例会で可決いただきました、仁木町税条例等の一部を改正する条例につきまして関係条文の整備を行うものであります。附則の第6条でございますが、第3項及び第7項の文言及び引用条文の整理を行うものでございます。

次に、16ページをお開き願います。附則でございますが、附則第1条では施行期日を定めているものでございます。この条例は平成28年4月1日から施行するというものでありますが、第1号の規定については平成29年1月1日から、第2号の規定については平成30年1月1日から施行するというものでございます。附則の第2条は、第20条の2の規程に係る経過措置を定めているものでございます。附則第3条は町民税に係る経過措置を定めているものでございます。

次に、17ページでございます。附則第4条は固定資産税に係る経過措置を定めているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16 議案第9号

### 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号でございます。

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北ほけん課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）議案第9号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、所得税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたこと、及び所得税法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、所得税法の一部を改正する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行期日が平成29年1月1日とされたことに伴い、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容は、議案第8号、仁木町税条例の一部を改正する条例制定についてで説明がありましたが、今回の改正により町民税で分離課税されることになりました特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

改め文を省略し新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の1ページをお開きください。附則第9項の次に、附則第10項として特例適用利子等に関わる国民健康保険税の課税の特例の規定。続きまして、附則第11項として特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を追加するものでございます。

2ページの附則第12項、3ページの附則第13項につきましては、2項の追加によりそれぞれ2項ずつ繰り下げるものでございます。

3ページの附則第1項は施行期日の定めであり、平成29年1月1日から施行するというものでございます。附則の第2項は適用区分の規定であり、改正後の仁木町国民健康保険税条例第10項及び第11項の規定

は、平成29年1月1日以後に支払いを受ける特例適用利子等又は、特例適用配当等に関わる国民健康保険税について適用するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第10号

### 仁木町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第10号『仁木町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号でございます。

仁木町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定について。仁木町農業委員会委員定数条例（昭和32年仁木町条例第8号）の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）それでは、議案第10号、仁木町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、平成27年9月4日に農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会制度の変更に伴って改正をさせていただくものであります。法律の改正内容につきましては、これまで農業委員会において、任意業務でありました農地の集積集約化の促進業務が、本改正により必須の業務となることによりまして、現在の農業委員の機能が委員会としての決定行為と各農業委員の地域での活動の二つに分けられることを踏まえ、本業務を積極的に推進するため、農業委員会委員の他に、農地の集積状況により新たに農地利用最適化推進委員を設置しなければならないこととなりました。また、農業委員会委員の選出方法が、これまで選挙による公選制と関係団体からの推薦による選任制の併用により、農

業委員会委員を選出しておりましたが、これからはその選任方法を改め、すべての委員を推薦及び公募に基づいた議会同意による町長の任命制とすることとなりました。この法律改正に伴いまして新たに町長が任命することとなる農業委員会委員の定数並びに、新設いたします農地利用最適化推進委員の定数及び報酬額について所要の改正を行うものであります。

議案第10号を1枚めくっていただきまして、改正文をご覧ください。第1条につきましては、趣旨規定でありまして、農業委員会等に関する法律に基づき、仁木町農業委員会委員及び農地利用適正化推進委員の定数を定めているものであります。第2条におきましては、新たな制度の中での農業委員会委員の定数を12人とするものであります。こちらの定数は現在の委員の定数と同数でございます。第3条におきましては、新たに制度化されました農地利用最適化推進委員の定数を4人と規定するものであります。なお、農地利用適正化推進委員は、農業委員会が委嘱することとなりますが、仁木町農業委員会では、農業委員会等に関する法律第17条ただし書きの規定により、農地利用最適化推進委員を置かないことができる市町村に該当しており、平成28年11月28日開催の第32回総会において、平成29年度は農地利用最適化推進委員を置かないこととして決定しております。附則につきましては、第1項は施行期日の定めでありまして、この条例は公布の日から施行するものであります。第2項につきましては、報酬及び費用弁償に関する条例中、新たに設定する農地利用最適化推進委員の報酬額を附則において新設する旨の改正となっており、報酬額を月額25万6000円とするものであります。申し訳ありません。年額です。失礼いたしました。年額25万6000円とするものであります。なお、農業委員会等に関する法律の改正を含む農業協同組合法等の一部を改正する法律等の法律、附則第29条第2項の規定により現に在任する委員については、その任期満了後までの間、従前の例により在任することとされておりますので、現委員については、平成29年7月19日までの任期となります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

只今、条例改正について内容のご説明ございましたけれども、この度の農業委員会等に関する法律の改正に伴って農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務であることを明確にするために、合議体としての意思決定を行う農業委員会とは別に担当区域における農地等の利用の最適化の推進のために、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされておりますけれども、只今の説明の中で、この推進委員を本町は設置しないということでございますけれども、その理由について、もう少し具体的にご説明をお願いいたします。また、推進委員を設置しないということでの提案でございますけれども、定数条例には定められている理由をお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）渡辺農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡辺吉洋）佐藤議員の質問に対してお答えします。農業委員会、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができることについて、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条第1項ただし書きによりまして、ただし次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は推進委員を委嘱しないことができることとなっております。第1号、第3条、第5項の政令で定める市町村、第2号農地等として利用すべき土地の農業場の利用並びに農地等の利用の効率

化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村となっております。農業委員会等に関する法律施行令第7条第1項・法第17条第1項第2号の政令で定める基準は次の各号のいずれにも該当する市町村であることとする。第1号、当該市町村の区域内の農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が100分の1以下であること。第2号当該市町村の区域内において認定農業者その他農林水産省令で定めるものがその耕作の事業に供している農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が100分の70以上であること、となっております。仁木町における農地の担い手への集積状況及び遊休農地の状況でございますが、担い手への集積率につきましては農地面積1490㍍、これは平成27年値でございます。これに対して認定農業者、認定就農者、基本構想水準到達農業者の占める農地面積が1127.87㍍、担い手への集積率が75.7%となっております。また、遊休農地の状況でございますが、農地面積同じく1490㍍に対しまして、遊休農地は6.84㍍、0.46%となります。100分の1以下となっておりますので、これも該当することとなります。これらの結果を見まして、仁木町農業委員会は、平成28年11月28日の第32回総会で平成29年度において、農地利用最適化推進委員を委嘱しないこととして進めることとして決定しております。この条例におきまして、今回の条例におきまして、定数4名として載せてあるのは、今回のこの今のただし書きの部分に、今回は該当しておりますが、3年後、また、農業委員の改選の時期につきましては、このただし書きの部分クリアしていない場合につきましては、農地利用最適化推進委員を置かなければならないこととなります。それで今回は、農地利用最適化推進委員は置かなければならないというふうになっていて、ただし書きで置かないことができる市町村ということが出てきておりますので、条例の中ではあらかじめ、推進委員を4名と定めているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今、いろいろご説明いただいたんですが、なかなかちょっとのみ込めないんですが、とりあえず法律にのっとって、今回は置かなくてよろしいということだと思います。それで、本来の今回の農業委員会の改革の考え方ということで、農業委員会は主たる任務である、担い手への農地等の利用の集積集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくということが、今回の農業委員会の改革だと思います。それで、この推進委員を置く置かないで、この部分をきちんと今後クリアしていくのか、それで、この推進委員を置かないということになれば、この法律からいくと、農業委員会は簡単に言いますと事務方、推進委員は現業と言いますか現場方であると私は理解しているんですが、では、その推進委員の業務を誰が行うのか、農業委員さんがこれまで恐らく兼務していると思うんですが、農業委員さんが今後も兼務していくのか、その辺のところをお尋ねします。

○議長（横関一雄）渡辺農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡辺吉洋）現農業委員会の農業委員は、委員会に出席して合議体として決定することと、それから現場における活動両方を行ってきております。この度、農業委員と推進委員を分けた場合につきましては、農業委員は委員会に出席して合議体としての決定、これが主体となってきます。推進委員につきましては現場活動が中心となってきます。農業委員につきましては、合議体として決定することが主体であります現場活動を行うことは可能となっております。これからの農業委員は今までどおり合議体としての決定、それから現場活動の両方を行っていくこととなります。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に質疑はありませんか。7番・水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田。

今、佐藤議員からいろいろなご質問がありましたけれども、本町は、置かないことに決定したということで、これが非常に好ましいことなのかどうなのかというのは、非常に定かではないんですけども、この権利等については、この推進委員の権利は当然農業委員会の法に基づいての仕事ということになるので、その最終的な決定権というのは、従来通りの農業委員会の中で行われるということによろしいですか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）渡辺農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡辺吉洋）合議体としての意思決定につきましては、農業委員会総会の中で決定することとなります。通常の場合につきましては、推進委員は農業委員会に出席はしないこととなります。ですから、もし分けた場合につきましては、農業委員会の総会において農業委員が決定していくこととなりますが、今回につきましては、平成29年度以降につきましては推進委員を置かないこととして進める場合については、農業委員が推進委員の仕事も含めてやって良いこととなりますので、農業委員会の総会の中で農業委員が決定していくこととなります。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）仁木町は幸いにして、置かなくても良いという状況の中で行かれるということなんで、その辺は良かったのではないかなと思うんですけどもね、仮に、その状況がクリアできなくなって、置くということになった場合に、実際その農業委員会とその推進委員との間の、なんというか仕事内容とか権限の内容というのは、それを利用される、例えば農地の移動だとかそういったいろいろなトラブル等の件について出た場合に、それはどこが責任をもって、それを解決していかれるのか、その辺の具体的なことは決まっているんですか。

○議長（横関一雄）渡辺農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡辺吉洋）推進委員につきましては、あくまでも現場活動中心となりますので、現場での農用地の調整関係の仕事となります。農地等の利用の最適化推進に関する指針の策定ですとか、変更、それと農地等の権利の移動の許可、農用地利用集積計画の決定などにつきましては農業委員が行うこととなっております。推進委員は指針の策定や変更については意見を述べるができることとなっております。最終的には農業委員会が、農業委員会の総会で決定していくこととなりますので、農業委員が決めていくこととなります。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）そうしますと、あまり今の説明を聞くとね、あまり意味のない委員でないかなというような気がするんですけどもね。この狙いというのは、どこにあるんですか。

○議長（横関一雄）渡辺農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡辺吉洋）現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為と農業委員の地域での活動の二つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域の農地等の利用の最適化の推進のため、農地利用最適化推進委員を委嘱することとなっております。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）そうすると、非常にこの4名という人数で全町を網羅することは大変なことなんでね、

それは地域の農地の面積によって、この定数というのは決定されているのかどうか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）渡辺農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡辺吉洋）農地最適化推進委員の定数でございますが、仁木町の農地の面積1490畝、これの100分の1で15名までとなっております。限度の人数が15名までとなっております。農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数、1未満の端数を生じたときには1を切り上げる、それ以下であることとされております。法第18条第2項及び施行令第8条に出てきております。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に、質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第11号

### 仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第11号『仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。

仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について。仁木町公園条例（平成17年仁木町条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内企画課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）議案第11号、仁木町公園条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

改正の趣旨であります。仁木町公園条例（平成17年仁木町条例第32号）につきましては、北町1丁目、3丁目の果実とやすらぎの里公園と大江1丁目のふれあい遊トピア公園の設置を定めた条例でございます。今回の条例改正は、これら公園のうち、ふれあい遊トピア公園内の屋外バーベキューコーナーを2区画か

ら1区画に変更したことによる、関係する別表の一部改正をするというものでございます。本年3月、6月及び本定例会で行政報告のとおり、屋外バーベキューコーナーは、2月10日に積雪により1区画が倒壊したため、ハウス及びコンロを撤去し、日よけの休憩所として利用できる既製品の屋根付きシェルターを設置、その中には指定管理者が負担したテーブル付きイスを配置いたしました。また、もう1区画についても、ハウス支柱の腐食から倒壊の危険が高いため、ハウス部分を撤去いたしました。なお、かかる経費につきましては、一般財団法人全国自治協会の建物災害共済保険を申請中でございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をお開き願います。1ページ目の左側の新をご覧ください。改正は、別表第2（第8条第3項関係）有料施設の供用期間及び開場時間の名称の項、上から3段目、ふれあい遊トピア公園屋外バーベキューコーナー1区画でございます。右側の旧では2区画となっているところの改正でございます。2ページ目は、附則はこの条例は平成29年4月1日から施行するというものでございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第19 諮問第1号

### 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（横関一雄）日程第19、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）諮問第1号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 関 孝心は、平成29年3月31日にその任期を満了するので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。平成28年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山3丁目162番地3、関 孝心、昭和32年10月10日生まれとなっております。

只今議案を朗読させていただきましたとおり、人権擁護委員を勤められております、関 孝心氏が平成29年3月31日をもって任期満了となりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき同人を

再任候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。重複いたしますが、関 孝心氏は昭和32年10月10日生まれで現在59歳でございます。住所は仁木町銀山3丁目162番地3で、北海道仁木商業高等学校をご卒業後、昭和51年3月から宗教法人孝徳寺副住職、平成13年7月からは同寺の住職を勤められております。また平成9年1月から銀山三納税貯蓄組合長を務められ、平成14年には仁木町納税貯蓄組合連合から納税功労者表彰の組合長5年表彰を受けられております。人権擁護委員としては、平成20年4月1日から勤められており、平成29年3月31日をもって3期目の任期が満了となります。人権擁護委員は、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人格、識見や中立公正さを兼ね備えていることその他、社会貢献の精神に基づいて、熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく私といたしましては、再度、関 孝心氏を推薦いたしたく、議会の意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時32分

---

再 開 午後 4時39分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の方は起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時40分

---

再 開 午後 4時40分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、次回の開催は、12月21日水曜日、午前9時30分より開会しますので、ご出席願います。本日のご審議大変お疲れ様でした。

延 会 午後 4時41分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第4回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成28年12月19日～12月21日（3日間）

1日目 平成28年12月19日（月）

（開会～午前9時30分 / 延会～午後4時41分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成27年度各会計決算特別委員会審査報告書		
	付託議案第1号 平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H28.12.19	認 定
	付託議案第2号 平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.19	認 定
	付託議案第3号 平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.19	認 定
	付託議案第4号 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H28.12.19	認 定
議案第1号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28.12.19	原案可決
議案第2号	特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28.12.19	原案可決
議案第3号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28.12.19	原案可決
議案第4号	平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	H28.12.19	原案可決
議案第5号	平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	H28.12.19	原案可決
議案第6号	平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	H28.12.19	原案可決
議案第7号	平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	H28.12.19	原案可決
議案第8号	仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について	H28.12.19	原案可決
議案第9号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H28.12.19	原案可決
議案第10号	仁木町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定について	H28.12.19	原案可決
議案第11号	仁木町公園条例の一部を改正する条例制定について	H28.12.19	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	H28.12.19	適任答申